

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

京都府人事委員会



写

9 人 職 第 9 2 号  
平成29年10月25日

京都府議会議長 村 田 正 治 様  
京 都 府 知 事 山 田 啓 二 様

京都府人事委員会  
委員長 田 原 博 明

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

## 別紙第1

報 告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与	1
(2) 民間給与の調査等	2
(3) 職種別民間給与実態調査の実施結果	2
ア 給与改定等の状況	2
イ 職員給与と民間給与との比較	3
(4) 物価及び生計費	6
(5) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定及び勤務条件等	7
(1) 職員給与の改定等	7
ア 職員給与の改定	7
イ 給与制度の改正等	8
(2) 職員の勤務条件	9
ア 総実勤務時間の短縮	9
イ 健康の保持増進	11
ウ 仕事と育児・介護等の両立	12
エ 適正な勤務環境の確立	12
オ 非常勤職員の勤務条件	13
(3) 人事管理	14
ア 人材の確保・育成等	14
イ 高齢期の雇用	15
3 給与勧告実施の要請等	16

## 別紙第2

勧 告	17
1 改定の内容	17
2 改定の実施時期	18
別表第1	19
別表第2	42

## 説明資料

# 報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、これまでから地域の民間賃金のより適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立に取り組んできており、本年においても職員給与の実態及び給与決定の基礎となる諸事情等について調査研究を行ってきたところである。

その結果は、次のとおりである。

## 1 職員給与の実態等

### (1) 職員給与

本委員会が平成29年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員（職員の給与等に関する条例（以下この報告において「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）は、政令指定都市に係る府費負担教職員について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により平成29年4月1日付けで給与等の負担が同都市へ移譲されたこと等に伴い、昨年比べて5,923人少ない21,561人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、第2号任期付研究員及び特定任期付職員の7種10給料表の適用を受けている。

これらのうち、公民給与の較差算定対象となる本年度の新規学卒の採用者等を除いた行政職給料表適用職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,592人で、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料331,122円、扶養手当8,614円、地域手当26,013円であり、その平均年齢は42.9歳、平均経験年数は21.0年、男女別構成比は男性64.4%、女性35.6%、学歴別構成比は大学卒72.0%、短大卒7.9%、高校卒19.9%、中学卒0.2%となっている。（「説明資料」第1表参照）

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体では、給料（教職調整額を含む。）344,740円、扶養手当9,180円、地域手当23,192円であり、その平均年齢は41.0歳、平均経験年数は18.9年、男女別構成比は男性65.7%、女性34.3%、学歴別構成比は大学卒75.0%、短大卒7.4%、高校卒17.6%、中学卒0.0%となっている。（「説明資料」第2表から第12表まで参照）

## (2) 民間給与の調査等

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,002の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した243の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者について、本年4月分として支払われた給与や過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。（「説明資料」第13表から第23表まで参照）

本年の調査完了率は93.8%と例年と同様に極めて高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

## (3) 職種別民間給与実態調査の実施結果

### ア 給与改定等の状況

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った

事業所の割合は大学卒で40.0%（昨年42.1%）、高校卒で18.4%（同15.5%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で36.8%（同35.9%）、高校卒で33.7%（同47.8%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で63.2%（同64.1%）、高校卒で66.3%（同52.2%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で207,416円（同205,769円）、高校卒で165,951円（同163,394円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.1%（同31.9%）、ベースアップを中止した事業所の割合は15.5%（同13.1%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.2%（同87.1%）となっている。昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は17.0%（同12.7%）、変化なしとしている事業所の割合は65.2%（同69.0%）、減額となっている事業所の割合は10.0%（同5.4%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

## イ 職員給与と民間給与との比較

### (7) 月例給

職員給与の改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としている。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々を経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解を得ていくため、単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数ウエイトを用いたラスパイレース方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の給与について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を984円・0.26%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を1,826円・0.48%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
			①－②＝③	③／②×100
給与減額前	384,211円	383,227円	984円	0.26%
給与減額後		382,385円	1,826円	0.48%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
- 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、842円(0.22%)である。
- 3 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
- 4 比較給与種目は次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与 <sup>(注1)</sup> から時間外手当 <sup>(注2)</sup> 及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

(注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

(注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくするもの同士を比較するラスパイレ方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P<sub>1</sub>…民間企業従業員の平均給与月額

P<sub>0</sub>…職員の平均給与月額

Q<sub>0</sub>…職員数

**ラスパイレ方式**

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第19表参照のこと。



#### (イ) 特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給の年間支給月数とを比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額 $\times$ 4.41月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.30月分）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期 (A <sub>1</sub> )	377,948
	上半期 (A <sub>2</sub> )	380,646
特別給の支給額 (円)	下半期 (B <sub>1</sub> )	855,541
	上半期 (B <sub>2</sub> )	817,464
特別給の支給割合 (月分)	下半期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.26
	上半期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.15
	計	4.41

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは平成28年8月から平成29年1月まで、「上半期」とは平成29年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.30月分である。

#### (4) 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国、京都市とも0.4%の増加となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ172,170円、186,240円及び200,320円となった。また、全国消費実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、112,980円となった。（「説明資料」第24表及び第25表参照）

#### (5) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告等を行った。

本年の給与改定としては、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較した結果、国家公務員給与が民間給与を631円（0.15%）下回っており、若年層に重点を置いて、行政職俸給表（一）の場合、平均0.2%引き上げることとしている。また、給与制度の総合的見直しにおいて平成30年度までに予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を前倒しして実施することとしている。

特別給についても、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることとしている。

また、初任給調整手当の引上げ改定を行うこととしている。

給与制度の総合的見直しについては、平成30年4月に完成することとされ、本府省業務調整手当の手当額の改定等を報告している。（「説明資料」参考（国家公務員の給与等）参照）

小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表等については、従前どおり、本委員会も参画する全国人事委員会連合会（全人連）において検討を行い、本年の人事院勧告に準じて改定されたこれらの者に適用される給料表のモデルとなる給料表（教員モデル給料表）が示されたところである。

## 2 職員給与の改定及び勤務条件等

### (1) 職員給与の改定等

#### ア 職員給与の改定

##### (ア) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

###### a 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、職員給与は、民間給与を984円・0.26%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

(a) 給料表について、人事院は若年層に重点を置いた俸給表の引上げを本年勧告したところであり、本府においても人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定額を基本とし、給料表の引上げ改定を行う。

(b) 給料表の引上げによっても民間との較差がなお残るため、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、同見直しにおいて予定している地域手当の支給割合の引上げの一部として、経過期間中であることも考慮して100分の0.15を全級地区分で引き上げる改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

これにより職員給与は、給料表の改定により平均468円、地域手当の改定により平均475円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均35円の増額となる。

###### b 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するために勤勉手当に配分することとし、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当であることから、この改定は、本年6月に遡及して実施することとする。

また、指定職給料表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付  
研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げ  
ることとする。

#### (イ) その他の改定

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準  
じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

### イ 給与制度の改正等

#### (ア) 給与制度の総合的見直し

本府における給与制度の総合的見直しは、給与制度については国家公務  
員の給与制度に準拠することを基本としてきたこと、世代間の給与配分の見  
直しは本府においても国と共通の課題であること等を考慮して、平成27年  
の本委員会の報告及び勧告時に、本府においても取り組むことが適当であ  
るとし、給与条例改正により平成28年4月から実施され、平成30年4月1日  
に完成することとされている。

本委員会としては、今後とも給与制度の総合的見直し等による職員給与  
の水準の動向に注視するとともに、毎年の人事委員会勧告において適正な  
給与水準が確保されるよう、適切に対応することとする。

#### (イ) 給与制度に係る諸課題

50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑制するための昇給の見直しにつ  
いては、高齢層の給与水準の推移等を注視し、引き続き検討していくこと  
とする。

また、その他の手当等については、今後とも、本府を取り巻く諸情勢の  
変化や、職員の業務や勤務状況等を踏まえて点検・検証し、適切に対応し  
ていく必要がある。

#### (ウ) 教員の諸手当

教員の諸手当については、国において検討が進められる中で、国の平成  
29年度義務教育費国庫負担金予算において、部活動における指導業務等に  
従事する教員の特殊勤務手当単価について増額され、また、文部科学省に  
おいて、本年も同手当等の見直しが検討されている。

このような状況の下、教員の諸手当等の在り方については、その職務と  
責任の特殊性に基づくものとなるよう、今後とも、国における検討・措置

状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

## (2) 職員の勤務条件

職員の勤務条件は、職員が安んじて公務に精励する上で重要であるとともに、人材確保にも少なからず影響を及ぼすものである。本府においては、適正な勤務条件を確立するための取組をこれまで積極的に推進してきたところであり、今後とも不断に続けていくべきものである。

また、近年長時間労働の是正をはじめとする働き方改革の推進が社会的要請となっており、本府においても積極的な対応が求められている。

任命権者においては、総実勤務時間の短縮に向けてより実効ある取組を推進するとともに、職員が心身の健康を保持・増進し、ワーク・ライフ・バランスを実現することができ、さらには、公務能率の向上に資する適正な勤務環境を整備していく必要がある。

本委員会においても、管理監督者に対して労働基準法等の法令上の義務を周知し勤務時間管理の重要性等を徹底するため、「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を継続して開催し、また、地方公務員法の規定に基づく労働基準監督機関として、各事業場を調査し、これら適正な勤務条件の確立に向けた指導等に更に努めることなどを通じ、人事行政の専門的・中立的機関として調査・研究等を進め、必要とされる措置を講じていくこととする。

### ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、更に、有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。人事院においても、本年の公務員人事管理に関する報告で、長時間労働に関する課題に言及している。国家公務員には労働基準法が適用されず、本府とは時間外勤務等に関する枠組みは異なるが、公務員に共通する働き方改革の取組として、その趣旨は踏まえる必要がある。

本府の昨年度の職員一人当たりの時間外勤務時間数は、各任命権者において時間外勤務縮減を推進する組織の設置など取組を強化したこと等により、減少が見られた。また、年次休暇については、平均取得日数は全体として増加が見られ、取得日数が5日未満の職員も減少した。

しかし、本委員会が実施した事業場調査では、一部において、時間外勤務の事前命令・修正命令が必ずしも徹底されていないことが確認されるととも

に、特定の職員への時間外勤務の偏りや事前命令を受けていないにもかかわらず長時間にわたり在庁している事例が依然として見られた。

任命権者においては、時間外勤務を含めた勤務時間について、労働法制等を遵守するとともに、各職場においてそれらが適切に運用されるようにする必要がある。特に勤務時間の適切な管理については、厚生労働省が本年1月に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、ICカードやパソコン使用時間の記録等適切な方法で行う必要がある。その上で、情報通信技術の適切な活用などを通じて、事務・事業の効率化などをさらに推進するとともに、応援・協力体制の整備等、業務の執行状況に応じた適切な職員配置による執行体制の構築などを進め、全庁的に時間外勤務の縮減や時間外勤務時間数の平準化を推し進める必要がある。

本来、時間外勤務については、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。このため、所属長は、効率的に業務を執行するために、業務の必要性、緊急性を常に意識しながら、業務の進捗状況を適宜把握し、職員の適切な勤務時間の管理に更に努める必要がある。その上で、時間外勤務を必要と認めるときには、適切に事前命令・修正命令を行い、時間外勤務命令を受けていない職員の速やかな退庁を徹底しなくてはならない。併せて、週休日や休日に勤務を命じる場合は、週休日の振替等や休日の指定の活用を促進し、総実勤務時間の短縮を図る必要がある。

また、長時間に及ぶ勤務が職員の心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、職員の時間外勤務の状況を適切に把握し、医師による面接指導等を徹底しなければならない。さらに、時間外勤務手当については、適切な勤務時間管理を行うことにより、適時・適切に支給されなければならない。

教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定等により、時間外勤務手当は支給されないが、勤務時間管理の必要性は他の職員と同様であり、所属長は各教員の出退勤を適切に把握し、学校の運営状況に応じ週休日の振替等や勤務時間の割振変更を適正に行うなど、長時間勤務の縮減を徹底する必要がある。

近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、中央教育審議会の分科会特別部会が本年8月にとりまとめた緊急提言で指摘するように、長時間勤務の解消は、教育の質の確保・向上の観点からも喫緊の課題となっている。本府においても、関係する機関が連携し、部活動指導の適正化など学校現場における具体的な業務改善の取組が

進められているが、教育現場においてこうした取組が浸透するよう保護者や地域等関係者の理解を得るとともに、更なる各種改善策の検討に努める必要がある。

時間外勤務縮減の取組に加えて、年次休暇や夏季の特別休暇の計画的取得や連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮のために重要な取組である。所属長は、各職場の実情に応じた職員の年次休暇等の計画的かつ着実な取得の促進や休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発等に引き続き取り組むことが重要である。

今後とも、行政運営を効果的・効率的に推進する中で府民の理解を得つつ、全職員が一体となって自身の働き方を見直し、効率的な職務遂行に努める中で、総実勤務時間の短縮につなげていくことが重要である。

## イ 健康の保持増進

職員の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に発揮し行政サービスを一層向上させるとともに、職業生活及び家庭生活を充実させるためにも、極めて重要な課題である。

各任命権者においては、これまでから、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組を進めてきた。今後とも定期健康診断等の全員受診の徹底とともに、予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面におけるメンタルヘルス対策に積極的に取り組む必要がある。

所属長は、メンタルヘルス不調の未然防止のため、ストレスチェックの職場分析結果を活用し、専門家の支援を得ながら職場改善に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなどの適切な措置を講じることが重要である。また、職場に復帰する職員については、管理監督者、専門医、家族等が緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが重要である。

今後とも、職員自らが心身の健康づくりに努めるとともに、所属長が、職員の健康管理の責任者として、日頃から各職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、設置義務のある事業場においては衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で就業できるよう対策を講じ、全職員が一体となって働きやすい職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

## ウ 仕事と育児・介護等の両立

職員が男女を問わず仕事と育児・介護等を両立できることは、職員が意欲的に職務に取り組み、公務能率を向上させることにもつながるものである。少子高齢化の進展により仕事と子育てや介護等との両立支援の重要性が増しており、職場全体で支援していくことが、ますます必要となっている。

任命権者においては、今後とも、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により、各種の施策を推進するとともに、定められている数値目標の達成に向けて、所属長や職員の意識改革、制度の周知徹底、時間外勤務の縮減等の取組を着実に進めることが求められる。

また、政府においては、不妊治療と仕事の両立に関する民間の実態調査を行うこととされており、国家公務員への支援策等について人事院の動向を注視する必要がある。

今後とも、所属長は、仕事と育児・介護等との両立支援の必要性や両立支援制度の内容を十分に理解し、制度の利用を促すなど、職場全体としてのサポート体制を構築し、制度を利用しやすい職場環境づくりを推進することが求められる。

多様で柔軟な働き方は、両立支援を可能とする職場環境づくりに寄与するものであり、フレックスタイム制やテレワーク等については、情報通信技術の適切な活用や本府において試行してきた勤務時間割振変更制度等の効果を検証した上で、適切な公務運営の確保を前提として研究及び検討を行う必要がある。

## エ 適正な勤務環境の確立

複雑・多様化する府政課題に的確に対応していくために、公務能率の一層の向上が求められている。そのためにも職員の意欲を高め、能力を更に発揮できる適正な勤務環境を整えることは極めて重要である。これまでから、任命権者においては、勤務条件の向上に取り組んできているが、さらに物理的な執務環境の面も含めた環境整備に努めることが、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材の活躍の場の提供にもつながる。

職員には原則として労働安全衛生法等が適用されており、化学物質のリスクアセスメントの実施や事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等、これらの法制の下で導入されている仕組みに的確に対応した上で、府民サービスの提供との調和を図りながら、働きやすい勤務環境を追求していく必要がある。また、職員への安全配慮の観点から、労働災害を未然に防止することはもちろん、万一発生した場合にも再発防止に資する実



効ある取組が必要であり、衛生委員会を更に効果的に活用することなどにより、こうした課題に対応する必要がある。

本委員会においても、事業場調査等の機会を捉え、こうした事項等を確認していくとともに、管理監督者への周知徹底に努めていく。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司や同僚等による不適切な言動等は、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になるばかりか、当該職員の仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルスの不調の一因ともなるとともに、周囲の職場環境にも影響を及ぼしかねないものである。これまでから、任命権者においては、外部相談員の設置や啓発リーフレット配布、所属長等に対する研修等の取組を行ってきたが、引き続き、社会的課題となっている性的指向や性自認に関する正しい理解とともに、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置など、意識啓発をはじめとする対策に努める必要がある。

## オ 非常勤職員の勤務条件

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、本府においても、一般職の非常勤職員（事務補助等）を任用しており、公務の円滑な推進に寄与している。

これらの職員の給与、休暇等の勤務条件については、労働基準法等の規定を踏まえた上で常勤職員との権衡を考慮して、任命権者において定められており、これまでから、各任命権者とも、勤務条件の向上に向けた見直しが順次進められてきた。

非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であり、今後とも、勤務条件の明示等適切な任用手続を行うとともに、その職務の実態や社会情勢を踏まえて、勤務条件等について引き続き検証し、適切な処遇の確保に努める必要がある。また、制度の共通理解のため、任用や勤務条件の仕組みが所属長及び職員に広く周知される必要がある。

なお、本年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正法により、特別職の任用及び臨時的任用の適正確保並びに一般職の会計年度任用職員に関する制度の創設等が図られ、平成32年4月から施行されることとなっている。このことは、任用形態をはじめ、臨時・非常勤職員のあり方に大きく影響を及ぼすものであり、各任命権者においては、その実態を的確に把握し、新たな制度の趣旨に沿った適切な任用・処遇になるようにする必要がある。

### (3) 人事管理

#### ア 人材の確保・育成等

時代が急激に変化する中で、複雑・困難な課題に迅速・的確に対応し、府民視点で質の高いサービスを提供していくためには、優秀かつ多様な人材の確保が重要である。本府においては、効率的な行政運営を行いながら、この喫緊の課題に対応するため、本年度も積極的な新規採用を継続している。

今後も、職員の退職者数の推移や年齢構成、さらにイで述べる高齢期の雇用に関する状況も踏まえながら、長期的な視点に立って計画的な採用を実施していく必要がある。

そのような中で、これまで、受験者の資質や特性を多面的に見極める人物重視の取組を推進するなど、現地・現場において、チャレンジ精神や柔軟な発想を持って課題に取り組むことができる人材の確保に努めてきたが、本年度は、上級採用試験の行政ⅠB及び行政Ⅱにおいて、教養試験に代えて基礎能力試験（SPI3）を導入し、公務員試験のための特別な準備をしていなくても受験しやすい試験制度とすることを通じて、より幅広い受験者を獲得したところである。

また、人材確保の困難な状況が続いている技術系職種において、新時代の多様な行政ニーズに柔軟に対応できる専門人材を育成するため、「土木」と「農業土木」を統合した試験区分「総合土木」を新設したほか、最終合格発表の時期を早めることにより、人材確保の円滑化を図ったところである。

さらに、初級採用試験においても事務及び技術4職種で試験を行い、地域や実務に精通した職員の育成を進めている。

今後とも、優秀かつ多様な人材の確保に向けて、本府の魅力や業務のやりがい効果を効果的に発信するとともに、首都圏をはじめ広域からの受験者の増加を促すための方策を講じるなど、受験者の拡大に向けて、更に取組を強化していく必要がある。

また、雇用情勢や就職希望者の動向を踏まえて、職員採用試験制度が更に効果的かつ体系的なものとなるよう、そのあり方について点検・見直していくこととする。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の趣旨を踏まえ、障害者採用選考試験の受験資格の緩和や合理的配慮の拡充等を行っているが、平成30年4月に施行される同法の改正趣旨を踏まえ、更に積極的に取組を推進していく必要がある。

また、採用後においては、職員一人ひとりの資質・能力を高め、多様化す

る府民ニーズに柔軟・的確に対応できる人材を育成していくことが必要である。

女性職員の活躍の推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画が策定され、女性管理職比率等具体的な数値目標を掲げ取組が進められている。引き続き、女性職員がその希望に応じて十分に能力を発揮できるよう、キャリア形成の支援や多様な分野への配置等、積極的な育成と登用を行うことが求められる。さらに、仕事と家庭生活の両立に向けた意識改革や制度の充実、総実勤務時間短縮の推進など、男性も女性も働きやすい職場環境づくりを進めていくことが必要である。

## イ 高齢期の雇用

国家公務員については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」により、当面、年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用するものとされ、また、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされている。本府においても、年金非支給期間においては、フルタイムを基本とする再任用制度が実施されている。

平成29年4月1日現在の再任用職員数は728名で、そのうちフルタイム勤務者の占める割合は59%と、3ポイント上昇した。今後、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることや、当面、定年退職者数が高い水準で推移する見込みであることなどから、再任用職員数の増加とともに、その在職期間が長期にわたることが予想され、これに伴う様々な課題も生じうる。

このような中、引き続き、再任用制度を円滑に運用するとともに、再任用期間のみならず、定年前の期間から高齢層職員が専門的な知識や技術、業務経験等を活かし、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、基本的な人事管理、給与や健康管理の面などの勤務条件のあり方を研究していく必要がある。

再任用職員の給与のあり方については、国において、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしており、本府においても、この検討の動向を注視し、本府における実情や他の都道府県、民間の動向も踏まえながら必要な検討を行っていくこととする。

人事院は、定年の引上げに関して、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において「公務員の定年の引上げについて、具

体的な検討を進める。」とされたこと、また、人事院として意見の申し出を行った平成23年以降の諸状況の変化も踏まえ、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて論点の整理を行うなど必要な検討を鋭意進めることとする旨、本年の公務員人事管理に関する報告で言及しており、本委員会においてもその動向を注視していくこととする。

### 3 給与勧告実施の要請等

職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

この仕組みは、行政の各分野において真摯に職務に精励している職員に対して府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、士気高揚につながるものであり、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、人事委員会勧告制度の意義や役割について、更に深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

## 別紙第2

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

### 1 改定の内容

#### (1) 職員の給与等に関する条例の改正

##### ア 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

##### イ 諸手当

#### (ア) 初任給調整手当

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額  
の限度を414,300円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給  
月額の限度を50,700円とすること。

#### (イ) 勤勉手当

##### a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分(再  
任用職員にあつては、それぞれ0.425月分)とすること。

##### b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分(再  
任用職員にあつては、それぞれ0.525月分)とすること。

##### c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分と  
すること。

#### (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

##### ア 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

##### イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とする

こと。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)イ(イ)及び(2)イについては、平成29年6月1日から実施すること。

別表第1  
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,400	195,100	231,800	265,300	291,600	322,500	366,900	412,800	463,800	527,900
	2	145,500	196,900	233,400	267,200	293,800	324,700	369,500	415,300	466,900	530,800
	3	146,700	198,800	234,900	269,000	296,200	327,100	372,000	417,800	469,900	533,900
	4	147,800	200,600	236,500	271,200	298,300	329,300	374,700	420,200	473,000	537,100
	5	148,900	202,200	238,100	273,000	300,300	331,500	376,600	422,100	476,000	540,200
	6	150,100	204,000	239,800	274,900	302,700	333,500	379,100	424,500	479,000	542,500
	7	151,200	205,900	241,300	276,800	305,000	335,800	381,400	426,600	482,100	545,100
	8	152,300	207,700	242,900	279,000	307,200	338,000	384,000	428,800	485,200	547,500
	9	153,400	209,400	244,200	281,100	309,200	340,000	386,500	430,800	488,000	549,900
	10	154,800	211,200	245,800	283,100	311,600	342,200	389,200	433,000	491,100	551,700
	11	156,100	213,000	247,400	285,200	313,800	344,300	391,900	435,100	494,100	553,600
	12	157,500	214,900	248,800	287,300	316,100	346,500	394,600	437,200	497,300	555,500
	13	158,800	216,300	250,300	289,300	318,300	348,300	397,000	438,900	500,000	557,200
	14	160,300	218,100	251,800	291,400	320,400	350,300	399,400	440,800	502,300	558,600
	15	161,800	219,800	253,100	293,400	322,600	352,500	401,600	442,800	504,700	560,000
	16	163,400	221,700	254,600	295,500	324,700	354,500	404,000	444,800	507,000	561,100
	17	164,700	223,400	256,100	297,400	326,800	356,200	405,800	446,700	509,100	562,400
	18	166,300	225,100	257,800	299,400	328,800	358,200	407,900	448,600	510,500	563,400
	19	167,800	226,700	259,500	301,500	330,800	360,100	409,800	450,400	512,100	564,300
	20	169,300	228,300	261,300	303,600	332,800	362,000	411,600	452,100	513,500	565,200
	21	170,700	229,900	263,000	305,600	334,700	364,000	413,500	453,900	514,700	566,100
	22	173,500	231,600	264,800	307,700	336,800	365,900	415,400	455,500	516,100	
	23	176,100	233,200	266,500	309,700	338,800	368,000	417,200	456,900	517,600	
	24	178,700	234,800	268,200	311,900	340,900	369,900	419,100	458,400	519,100	
	25	181,500	236,000	270,300	313,600	342,300	371,900	420,900	459,800	520,300	
	26	183,200	237,500	272,200	315,700	344,300	373,800	422,400	461,100	521,400	
	27	184,900	239,000	274,000	317,700	346,200	375,900	424,000	462,400	522,600	
	28	186,600	240,300	275,800	319,800	348,100	377,900	425,600	463,700	523,800	
	29	188,100	241,600	277,500	321,600	349,800	379,400	427,200	464,700	524,800	
	30	190,000	242,800	279,500	323,600	351,800	381,200	428,500	465,400	525,700	
	31	191,800	243,800	281,400	325,700	353,700	383,100	429,800	466,200	526,600	
	32	193,500	245,000	283,100	327,900	355,500	384,700	431,100	466,900	527,500	
	33	195,100	246,400	284,700	329,200	357,400	386,500	432,300	467,600	528,400	
	34	196,600	247,600	286,700	331,200	359,300	387,900	433,600	468,400	529,300	
	35	198,200	248,800	288,500	333,100	361,100	389,400	434,900	469,100	530,000	
	36	199,700	250,100	290,400	335,300	362,800	391,100	436,100	469,700	530,500	
	37	201,000	251,000	292,000	337,200	364,200	392,500	437,300	470,200	531,200	
	38	202,300	252,400	293,700	339,100	365,500	393,700	438,100	470,800	531,800	
	39	203,600	253,900	295,600	341,100	367,000	394,900	438,900	471,500	532,600	
	40	204,900	255,400	297,400	343,100	368,400	396,000	439,800	472,100	533,200	
	41	206,300	256,800	299,000	345,000	369,700	397,100	440,400	472,600	533,700	
	42	207,600	258,200	300,700	346,900	370,600	398,300	441,100	473,100		
	43	208,900	259,600	302,300	348,700	371,700	399,600	441,800	473,500		
	44	210,200	260,900	303,900	350,700	372,800	400,700	442,500	473,800		
	45	211,400	262,200	305,500	352,200	373,600	401,400	443,300	474,100		
	46	212,700	263,500	307,200	353,600	374,500	402,100	444,100			
	47	214,100	264,900	308,800	355,100	375,500	402,800	444,500			
	48	215,400	266,200	310,600	356,600	376,400	403,500	445,200			
	49	216,500	267,400	311,600	358,200	377,300	404,100	445,700			
	50	217,600	268,500	313,100	359,100	378,100	404,700	446,100			
	51	218,600	269,800	314,600	360,300	378,900	405,200	446,500			
52	219,700	271,200	316,200	361,300	379,700	405,600	446,900				

53	220,800	272,200	317,800	362,200	380,400	406,000	447,400
54	221,900	273,300	319,500	363,300	381,100	406,300	447,800
55	222,800	274,600	321,100	364,200	381,800	406,600	448,200
56	223,800	275,900	322,600	365,300	382,500	407,000	448,500
57	224,300	276,900	324,100	366,200	383,100	407,300	448,800
58	225,200	278,000	325,300	367,000	383,700	407,600	449,200
59	226,000	278,900	326,600	367,700	384,300	407,900	449,500
60	226,900	280,000	327,800	368,400	385,000	408,200	449,800
61	227,600	281,100	328,500	368,800	385,400	408,500	450,100
62	228,600	282,100	329,400	369,400	386,100	408,800	
63	229,400	283,000	330,200	370,100	386,700	409,100	
64	230,400	284,000	331,000	370,800	387,300	409,400	
65	231,100	284,600	331,900	371,100	387,700	409,700	
66	231,900	285,500	332,300	371,800	388,300	410,000	
67	232,800	286,300	333,000	372,500	388,900	410,300	
68	233,900	287,200	333,800	373,200	389,500	410,600	
69	234,600	288,200	334,700	373,500	389,900	410,800	
70	235,300	289,000	335,400	374,100	390,400	411,100	
71	235,900	289,800	336,100	374,900	391,000	411,400	
72	236,700	290,600	336,800	375,500	391,600	411,700	
73	237,500	291,400	337,300	375,800	391,900	411,900	
74	238,300	291,900	337,900	376,400	392,300	412,200	
75	239,000	292,300	338,400	377,100	392,700	412,500	
76	239,600	292,800	339,000	377,700	393,100	412,700	
77	240,300	292,900	339,300	378,100	393,400	412,900	
78	241,100	293,300	339,800	378,600	393,700	413,200	
79	241,900	293,500	340,200	379,200	394,000	413,500	
80	242,600	293,900	340,700	379,700	394,300	413,700	
81	243,200	294,200	341,100	380,200	394,500	413,900	
82	243,900	294,400	341,600	380,800	394,800	414,200	
83	244,600	294,800	342,100	381,300	395,100	414,500	
84	245,300	295,100	342,700	381,600	395,300	414,700	
85	246,000	295,400	343,000	382,000	395,500	415,000	
86	246,700	295,700	343,400	382,500	395,800		
87	247,400	296,000	343,900	383,000	396,100		
88	248,100	296,400	344,300	383,400	396,300		
89	248,700	296,700	344,600	383,800	396,500		
90	249,200	297,100	345,000	384,300	396,800		
91	249,500	297,400	345,500	384,700	397,100		
92	249,900	297,800	345,900	385,100	397,300		
93	250,200	297,900	346,100	385,400	397,500		
94		298,100	346,500	385,900			
95		298,500	347,000	386,300			
96		298,900	347,400	386,700			
97		299,100	347,500	387,000			
98		299,400	348,000	387,500			
99		299,800	348,400	387,900			
100		300,200	348,700	388,300			
101		300,400	349,000	388,600			
102		300,700	349,400				
103		301,100	349,800				
104		301,400	350,200				
105		301,600	350,800				
106		301,900	351,200				
107		302,400	351,600				
108		302,700	352,000				
109		302,900	352,500				
110		303,300	352,900				
111		303,700	353,200				
112		304,000	353,500				



	113		304,100	354,000							
	114		304,400								
	115		304,700								
	116		305,100								
	117		305,300								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,700								
	123		307,000								
	124		307,300								
	125		307,600								
再任用職員		189,700	217,500	258,000	277,600	292,900	318,700	360,900	394,400	446,100	527,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用以外の職員	1	168,100	184,000	210,800	251,400	295,500	322,300	351,200	386,100	427,700
	2	169,800	185,800	212,800	253,200	297,500	324,500	353,400	388,300	429,500
	3	171,600	187,600	214,900	255,100	299,600	326,900	355,700	390,300	431,500
	4	173,400	189,500	216,900	256,900	301,900	329,000	357,900	392,500	433,400
	5	174,900	191,400	218,900	258,600	303,800	331,300	360,000	394,200	434,800
	6	176,800	193,700	220,900	260,400	306,000	333,500	362,100	396,200	436,500
	7	178,600	196,000	223,000	262,100	308,100	335,900	364,300	398,000	438,100
	8	180,500	198,400	224,900	263,800	310,400	338,100	366,600	399,900	439,700
	9	182,300	200,600	227,000	265,100	312,400	339,900	368,400	401,700	441,300
	10	184,000	203,200	228,800	266,700	314,600	342,200	370,600	403,700	443,000
	11	185,700	205,800	230,700	268,000	316,900	344,500	372,600	405,700	444,600
	12	187,400	208,300	232,500	269,300	319,100	346,800	374,900	407,900	446,200
	13	189,400	210,600	234,400	271,000	321,200	348,800	376,800	409,600	447,400
	14	191,500	212,400	236,300	272,400	323,500	351,000	378,900	411,700	449,000
	15	193,600	214,300	238,300	273,500	325,700	353,200	381,000	413,700	450,800
	16	195,700	216,100	240,200	274,800	328,000	355,300	383,200	415,900	452,600
	17	198,000	218,000	241,800	275,700	329,800	357,400	384,800	417,600	454,200
	18	200,400	219,900	243,600	277,100	332,100	359,500	386,800	419,300	456,100
	19	202,800	221,900	245,400	278,600	334,200	361,500	388,700	421,000	457,900
	20	205,200	223,700	247,300	280,000	336,600	363,600	390,800	422,600	459,600
	21	207,800	225,400	248,900	281,300	338,600	365,400	392,600	424,400	461,200
	22	209,600	227,200	250,300	282,700	340,600	367,500	394,700	426,000	462,900
	23	211,400	229,000	251,500	284,000	342,800	369,400	396,800	427,400	464,600
	24	213,200	230,900	252,800	285,500	344,800	371,500	398,900	428,900	466,400
	25	215,200	232,600	254,200	286,800	346,700	373,200	400,600	430,200	467,900
	26	217,000	234,300	255,500	288,700	348,800	375,300	402,600	431,700	469,300
	27	218,800	236,000	256,800	290,700	350,800	377,300	404,700	433,200	470,800
	28	220,500	237,800	258,000	292,700	352,800	379,300	406,900	434,800	472,200
	29	222,500	239,200	259,200	294,700	354,700	381,200	408,400	436,100	473,400
	30	224,300	241,000	260,300	296,700	356,800	383,400	410,200	437,800	474,100
	31	226,100	242,800	261,600	298,500	358,800	385,500	411,900	439,600	474,800
	32	227,900	244,600	262,800	300,400	360,900	387,500	413,600	441,200	475,500
	33	229,700	246,100	263,400	302,300	362,400	389,400	415,400	442,600	476,000
	34	231,400	247,600	264,600	304,100	364,400	391,600	416,900	444,300	476,800
	35	233,100	248,900	265,700	306,000	366,300	393,700	418,500	446,000	477,500
	36	234,800	250,300	266,900	307,800	368,500	395,600	420,000	447,700	478,100
	37	236,200	251,600	267,800	309,600	370,400	397,300	421,300	449,100	478,400
	38	238,100	252,900	269,000	311,600	372,500	398,900	422,800	449,800	479,000
	39	239,900	254,200	270,100	313,500	374,500	400,200	424,400	450,500	479,600
	40	241,700	255,400	271,100	315,200	376,600	401,600	425,900	451,200	480,100
	41	243,100	256,600	272,300	317,000	378,600	402,800	427,400	451,600	480,600
	42	244,500	257,800	273,700	318,900	380,700	403,900	428,700	452,200	481,000
	43	245,900	258,900	275,000	320,800	382,900	404,900	430,000	452,900	481,400
	44	247,100	260,000	276,200	322,700	384,900	405,900	431,300	453,500	481,800
	45	248,400	260,800	277,300	324,400	386,600	407,200	432,300	454,300	482,100
	46	249,500	262,000	278,900	326,400	388,300	408,400	433,000	455,000	
	47	250,500	263,100	280,400	328,300	389,900	409,500	433,800	455,600	
	48	251,400	264,300	282,000	330,100	391,700	410,700	434,600	456,100	

49	252,300	265,200	283,800	331,600	393,100	412,000	435,100	456,600
50	253,400	266,400	285,500	333,200	394,100	412,800	435,500	456,900
51	254,700	267,400	287,300	334,700	395,100	413,600	435,900	457,200
52	255,800	268,500	288,800	336,400	396,100	414,300	436,200	457,600
53	256,500	269,700	290,300	337,900	397,400	414,800	436,500	458,000
54	257,700	270,800	292,100	339,600	398,500	415,600	436,900	458,200
55	258,600	272,200	293,800	341,300	399,700	416,300	437,200	458,500
56	259,800	273,400	295,600	343,200	400,900	416,900	437,500	458,700
57	260,800	274,400	297,100	344,200	402,200	417,600	437,800	459,100
58	261,900	276,000	298,800	345,900	403,000	418,000	438,100	459,300
59	262,700	277,400	300,600	347,500	403,800	418,600	438,400	459,500
60	263,700	279,100	302,500	349,100	404,500	419,200	438,700	459,700
61	264,800	280,700	303,900	350,800	405,000	419,600	439,100	460,100
62	265,800	282,300	305,700	352,500	405,700	420,200	439,400	
63	266,900	283,900	307,500	354,200	406,400	420,700	439,700	
64	267,800	285,400	309,200	355,900	407,200	421,200	440,000	
65	268,900	286,900	310,700	357,500	407,500	421,700	440,300	
66	270,200	288,300	312,400	359,200	408,200	422,300	440,600	
67	271,400	289,800	313,800	360,800	408,900	422,700	440,900	
68	272,700	291,200	315,500	362,400	409,500	423,300	441,200	
69	273,900	292,800	316,900	363,600	409,900	423,700	441,400	
70	275,300	294,400	318,400	365,000	410,400	424,000	441,700	
71	276,700	296,000	319,800	366,300	411,000	424,300	442,000	
72	278,100	297,600	321,300	367,800	411,500	424,600	442,300	
73	279,300	298,800	322,100	369,000	412,000	424,900	442,500	
74	280,700	300,200	323,700	370,200	412,400	425,200	442,800	
75	282,100	301,700	325,200	371,500	412,900	425,500	443,100	
76	283,300	303,300	327,000	372,800	413,400	425,800	443,400	
77	284,500	304,300	328,800	374,100	413,900	426,000	443,600	
78	285,700	305,800	330,500	375,400	414,400	426,300	443,900	
79	287,000	307,000	332,100	376,600	415,100	426,600	444,200	
80	288,000	308,500	333,700	377,800	415,600	426,900	444,500	
81	289,100	309,800	335,500	379,000	416,000	427,100	444,700	
82	290,300	311,300	337,200	380,200	416,600	427,400	445,000	
83	291,600	312,500	338,800	381,300	417,100	427,700	445,300	
84	292,900	313,900	340,500	382,500	417,300	427,900	445,600	
85	294,200	314,900	341,900	383,700	417,600	428,100	445,800	
86	295,400	316,400	343,500	384,300	418,100	428,400		
87	296,300	317,700	345,000	384,800	418,400	428,700		
88	297,500	319,300	346,500	385,400	418,700	428,900		
89	298,500	320,800	347,800	386,000	419,000	429,100		
90	299,700	322,300	349,000	386,600	419,400	429,400		
91	300,800	323,700	350,300	387,200	419,800	429,700		
92	302,000	325,200	351,700	387,800	420,200	429,900		
93	302,700	326,600	353,100	388,100	420,500	430,100		
94	304,000	327,900	354,600	388,600	420,900			
95	305,100	329,300	356,100	389,200	421,300			
96	306,400	330,600	357,600	389,700	421,700			
97	307,500	331,800	359,000	390,100	422,000			
98	308,700	333,100	360,200	390,500	422,400			
99	309,900	334,500	361,300	391,200	422,800			
100	311,200	335,800	362,500	391,700	423,300			
101	312,400	337,200	363,600	392,100	423,600			
102	313,400	338,100	364,700	392,600	424,000			
103	314,500	339,200	365,800	393,200	424,400			
104	315,500	340,400	367,100	393,700	424,800			

	105	316,300	341,500	368,300	394,000	425,100				
	106	316,900	342,700	368,800	394,400					
	107	317,500	343,700	369,400	394,900					
	108	318,300	344,800	370,000	395,200					
	109	318,800	346,000	370,600	395,500					
	110	319,300	347,000	371,100	396,000					
	111	319,800	348,000	371,600	396,500					
	112	320,400	348,900	372,100	397,000					
	113	321,200	349,800	372,500	397,300					
	114	321,900	350,800	372,900	397,800					
	115	322,600	351,800	373,500	398,300					
	116	323,300	352,800	374,000	398,900					
	117	323,900	353,800	374,400	399,200					
	118	324,700	354,300	375,000	399,700					
	119	325,400	354,900	375,600	400,200					
	120	326,300	355,500	376,100	400,700					
	121	326,900	355,800	376,200	401,100					
	122	327,200	356,200	376,800	401,600					
	123	327,700	356,700	377,300	402,000					
	124	328,200	357,100	377,700	402,500					
	125	328,500	357,500	378,200	402,900					
	126		357,900	378,700	403,400					
	127		358,400	379,200	403,800					
	128		358,900	379,700	404,300					
	129		359,300	380,000	404,700					
	130		359,700	380,500	405,200					
	131		360,100	381,000	405,600					
	132		360,500	381,500	406,100					
	133		360,700	381,800	406,500					
	134		361,200	382,300	407,100					
	135		361,600	382,800	407,500					
	136		361,900	383,200	408,000					
	137		362,200	383,500	408,400					
	138		362,600	384,000						
	139		363,100	384,500						
	140		363,600	385,000						
	141		363,900	385,300						
	142		364,400							
	143		364,900							
	144		365,400							
	145		365,700							
再任用職員		244,100	256,000	260,100	291,800	308,500	322,800	346,700	382,200	414,200

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

# 教育職給料表

## イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,300	203,100	264,400	333,300	421,700
	2	159,800	204,800	266,900	335,600	423,600
	3	161,300	206,600	269,200	337,900	425,400
	4	162,800	208,300	271,600	340,000	427,100
	5	164,500	210,100	274,200	342,300	428,600
	6	166,500	211,800	276,600	344,600	430,100
	7	168,300	213,600	278,900	346,900	432,100
	8	170,100	215,200	281,100	349,200	434,000
	9	171,900	217,000	283,400	351,100	435,800
	10	174,100	218,900	285,700	353,200	437,600
	11	176,100	220,800	288,200	355,300	439,600
	12	178,100	222,800	290,400	357,400	441,400
	13	180,100	224,500	292,800	359,600	443,100
	14	182,400	226,500	295,000	361,600	445,000
	15	184,600	228,500	296,900	363,600	446,800
	16	186,800	230,600	298,900	365,600	448,800
	17	189,100	232,500	301,000	367,500	450,500
	18	191,800	235,200	303,600	369,400	452,300
	19	194,300	238,000	306,100	371,200	454,100
	20	196,800	240,700	308,800	373,200	456,000
	21	199,400	243,300	311,200	374,900	457,600
	22	201,100	246,200	313,800	376,800	459,300
	23	202,800	248,800	316,100	378,700	461,200
	24	204,500	251,500	318,900	380,600	462,900
	25	206,100	254,100	321,500	381,900	464,700
	26	207,800	256,600	323,800	383,800	466,300
	27	209,500	259,100	326,300	385,600	467,900
	28	211,100	261,400	328,500	387,500	469,400
	29	212,600	264,200	330,800	389,400	470,900
	30	214,400	266,600	332,800	391,400	472,300
	31	216,100	268,800	335,100	393,300	473,600
	32	217,800	271,100	337,300	395,300	474,900
	33	219,400	273,200	339,200	397,000	476,100
	34	221,200	275,400	341,300	398,800	476,800
	35	223,100	277,600	343,500	400,400	477,500
	36	224,900	279,700	345,600	402,200	478,200
	37	226,500	282,000	347,700	403,400	478,800
	38	228,300	284,000	349,800	404,900	479,600
	39	230,200	285,900	352,100	406,300	480,300
	40	232,000	288,000	354,200	407,800	481,000
	41	233,700	289,800	356,200	409,500	481,600
	42	235,400	292,200	358,300	410,900	482,300
	43	237,000	294,600	360,300	412,200	483,000
	44	238,700	297,100	362,400	413,700	483,700
	45	240,200	299,200	364,200	415,400	484,300
	46	241,600	301,700	366,200	416,700	485,000
	47	242,900	304,100	368,300	418,200	485,700
	48	244,100	306,800	370,300	419,800	486,400
	49	245,600	309,200	371,900	421,500	487,000
	50	247,200	311,700	373,700	423,000	
	51	248,400	314,200	375,700	424,600	
52	249,900	316,500	377,700	426,100		

53	251,100	318,900	379,600	427,800
54	252,300	321,100	381,400	429,300
55	253,800	323,200	383,300	430,900
56	254,900	325,400	385,000	432,600
57	256,200	327,600	386,500	434,100
58	257,300	329,700	388,100	435,600
59	258,400	331,800	389,800	436,800
60	259,600	333,800	391,600	438,000
61	260,900	336,000	392,800	439,300
62	262,300	338,100	394,200	440,600
63	263,700	340,300	395,600	441,900
64	264,800	342,600	396,900	443,100
65	266,100	344,400	398,300	444,300
66	267,600	346,600	399,600	445,500
67	269,100	348,600	401,000	446,700
68	270,900	350,900	402,400	448,000
69	272,400	352,700	403,700	449,200
70	273,800	354,600	405,000	450,400
71	275,200	356,700	406,400	451,600
72	276,600	358,800	407,800	452,800
73	277,700	360,400	409,100	453,900
74	279,200	362,300	410,500	454,500
75	280,600	364,100	411,900	455,000
76	281,800	366,000	413,200	455,600
77	283,100	368,000	414,400	456,100
78	284,300	369,700	415,700	456,700
79	285,500	371,400	417,000	457,200
80	286,800	373,000	418,400	457,700
81	287,900	374,500	419,700	458,200
82	289,100	376,100	420,900	458,800
83	290,300	377,600	421,900	459,300
84	291,500	379,000	423,200	459,800
85	292,600	380,100	424,400	460,300
86	293,700	381,500	425,600	460,900
87	294,800	383,000	426,800	461,400
88	296,000	384,300	427,800	461,900
89	297,100	385,600	428,900	462,400
90	298,200	386,900	429,900	
91	299,400	388,100	430,900	
92	300,600	389,400	432,000	
93	301,200	390,800	432,900	
94	302,300	391,900	433,700	
95	303,400	393,200	434,500	
96	304,600	394,400	435,300	
97	305,600	395,800	436,100	
98	306,700	396,800	436,500	
99	307,700	397,900	436,900	
100	308,800	399,000	437,300	
101	309,700	399,900	437,700	
102	310,900	400,900	438,000	
103	312,000	402,000	438,300	
104	313,000	403,100	438,600	
105	313,600	403,800	438,900	
106	314,500	404,700	439,300	
107	315,300	405,600	439,600	
108	316,100	406,500	439,800	
109	317,000	407,400	440,000	
110	317,400	408,300	440,300	
111	317,800	409,100	440,600	
112	318,400	409,900	440,800	

	113	319,000	410,500	441,000		
	114	319,400	411,200	441,300		
	115	319,900	411,900	441,600		
	116	320,400	412,600	441,800		
	117	321,000	413,200	442,000		
	118	321,500	413,700			
	119	321,900	414,100			
	120	322,400	414,500			
	121	322,900	415,000			
	122	323,300	415,300			
	123	323,800	415,600			
	124	324,300	415,800			
	125	324,900	416,000			
	126	325,200	416,300			
	127	325,500	416,600			
	128	325,800	416,800			
	129	326,000	417,000			
	130	326,400	417,300			
	131	326,700	417,600			
	132	327,000	417,800			
	133	327,200	418,000			
	134	327,400	418,300			
	135	327,600	418,600			
	136	327,900	418,800			
	137	328,200	419,000			
	138	328,400	419,300			
	139	328,700	419,600			
	140	329,000	419,800			
	141	329,200	420,000			
	142	329,400	420,300			
	143	329,700	420,600			
	144	329,900	420,800			
	145	330,200	421,000			
	146	330,400				
	147	330,700				
	148	331,000				
	149	331,200				
	150	331,400				
	151	331,700				
	152	332,000				
	153	332,200				
再任職員		236,500	277,300	306,400	334,900	420,000

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,300	174,400	264,400	293,700	411,400
	2	159,800	176,500	266,900	296,400	412,900
	3	161,300	178,600	269,200	299,300	414,400
	4	162,800	180,800	271,600	301,800	416,000
	5	164,500	182,900	274,200	304,400	417,400
	6	166,500	185,100	276,600	306,800	418,800
	7	168,300	187,300	278,900	309,100	420,300
	8	170,100	189,600	281,100	311,600	421,900
	9	171,900	191,900	283,400	314,000	423,400
	10	174,100	194,700	285,700	316,600	424,800
	11	176,100	197,500	288,200	319,400	426,200
	12	178,100	200,200	290,400	322,300	427,500
	13	180,100	203,100	292,800	324,800	428,800
	14	182,400	204,800	295,000	326,900	430,200
	15	184,600	206,600	296,900	328,900	431,700
	16	186,800	208,300	298,900	331,200	433,100
	17	189,100	210,100	301,000	333,300	434,300
	18	191,800	211,800	303,600	335,600	435,600
	19	194,300	213,600	306,100	337,900	436,800
	20	196,800	215,200	308,800	340,000	438,100
	21	199,400	217,000	311,200	342,300	439,300
	22	201,100	218,900	313,800	344,600	440,500
	23	202,800	220,800	316,100	346,900	441,800
	24	204,500	222,800	318,900	349,200	443,100
	25	206,100	224,500	321,500	351,100	444,400
	26	207,700	226,500	323,800	352,900	445,600
	27	209,300	228,500	326,300	354,800	446,600
	28	210,800	230,600	328,500	356,700	447,800
	29	212,500	232,500	330,800	358,600	449,000
	30	214,300	235,200	332,800	360,400	449,800
	31	216,000	238,000	335,100	362,100	450,600
	32	217,700	240,700	337,300	364,000	451,500
	33	219,200	243,300	339,200	365,500	452,400
	34	220,900	246,200	341,300	367,300	452,900
	35	222,700	248,800	343,500	368,800	453,400
	36	224,400	251,500	345,500	370,600	453,900
	37	225,900	254,100	347,500	372,500	454,400
	38	227,600	256,600	349,400	374,000	454,900
	39	229,300	259,100	351,500	375,500	455,500
	40	231,100	261,400	353,400	377,100	456,000
	41	232,700	264,200	355,100	378,200	456,500
	42	234,400	266,600	356,900	379,600	457,000
	43	236,000	268,800	358,600	381,000	457,500
	44	237,700	271,100	360,300	382,500	458,000
	45	239,400	273,200	362,100	384,100	458,500
	46	240,900	275,400	363,800	385,700	459,000
	47	242,200	277,600	365,200	387,300	459,500
	48	243,600	279,700	366,900	388,800	460,000
	49	245,000	282,000	368,100	390,200	460,500
	50	246,500	284,000	369,600	391,800	
	51	248,000	285,900	371,200	393,300	
52	249,200	288,000	372,800	394,700		



53	250,300	289,800	374,300	395,900
54	251,700	292,200	375,900	397,200
55	252,900	294,600	377,400	398,300
56	254,200	297,100	378,900	399,500
57	255,400	299,200	380,400	400,900
58	256,600	301,700	381,800	402,100
59	257,700	304,100	383,300	403,300
60	258,900	306,800	384,600	404,600
61	260,300	309,200	385,500	405,800
62	261,500	311,700	386,700	406,900
63	262,800	314,200	387,900	408,300
64	263,700	316,500	389,000	409,600
65	264,700	318,900	389,900	410,800
66	266,100	321,100	391,200	411,900
67	267,500	323,200	392,200	413,100
68	269,000	325,400	393,300	414,200
69	270,700	327,600	394,500	415,300
70	272,200	329,700	395,500	416,500
71	273,700	331,900	396,600	417,700
72	275,100	333,900	397,800	418,900
73	276,100	336,100	398,900	419,500
74	277,300	338,200	400,000	420,300
75	278,700	340,400	401,100	421,000
76	279,900	342,700	402,200	421,500
77	281,200	344,400	403,100	421,800
78	282,300	346,300	404,000	422,200
79	283,500	348,000	405,000	422,600
80	284,700	349,800	406,000	423,100
81	285,900	351,700	406,900	423,400
82	286,900	353,500	407,700	423,800
83	288,100	355,000	408,400	424,200
84	289,300	356,800	409,200	424,500
85	290,300	358,000	409,900	424,800
86	291,200	359,700	410,700	425,200
87	291,900	361,200	411,400	425,600
88	292,900	362,700	412,100	425,900
89	293,900	364,100	412,700	426,200
90	294,900	365,400	413,400	426,500
91	295,800	366,900	413,900	426,800
92	296,700	368,300	414,600	427,000
93	297,000	369,800	415,100	427,200
94	297,700	371,100	415,500	427,500
95	298,400	372,400	415,800	427,800
96	299,200	373,600	416,100	428,000
97	300,000	374,700	416,400	428,200
98	300,800	375,700	416,700	428,500
99	301,600	376,700	417,000	428,800
100	302,400	377,700	417,200	429,000
101	303,300	378,600	417,400	429,200
102	303,800	379,600	417,700	429,500
103	304,300	380,600	418,000	429,800
104	304,800	381,600	418,200	430,000
105	305,000	382,400	418,400	430,200
106	305,400	383,400	418,700	
107	305,700	384,300	419,000	
108	305,900	385,300	419,200	
109	306,100	386,100	419,400	
110	306,300	387,100	419,700	
111	306,600	388,100	420,000	

	112	306,900	389,100	420,200		
	113	307,100	389,700	420,400		
	114	307,300	390,600	420,700		
	115	307,500	391,600	421,000		
	116	307,800	392,500	421,200		
	117	308,100	393,300	421,400		
	118	308,400	394,000			
	119	308,700	394,800			
	120	309,000	395,600			
	121	309,100	396,200			
	122	309,300	397,000			
	123	309,600	397,700			
	124	309,900	398,400			
	125	310,200	399,100			
	126		399,800			
	127		400,300			
	128		400,900			
	129		401,600			
	130		402,200			
	131		402,700			
	132		403,200			
	133		403,500			
	134		403,800			
	135		404,100			
	136		404,400			
	137		404,700			
	138		405,000			
	139		405,300			
	140		405,600			
	141		405,900			
	142		406,200			
	143		406,500			
	144		406,900			
	145		407,100			
	146		407,400			
	147		407,700			
	148		407,900			
	149		408,100			
	150		408,400			
	151		408,700			
	152		408,900			
	153		409,100			
	154		409,400			
	155		409,700			
	156		409,900			
	157		410,100			
再任用職員		227,600	274,100	301,400	328,100	409,900

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

## 医療職給料表

### ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100	

	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用員 以外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,400	187,700	223,700	250,100	282,500	330,400	375,400
	2	150,800	189,400	225,300	251,400	284,500	332,400	378,100
	3	152,200	191,000	226,900	252,600	286,800	334,700	380,700
	4	153,600	192,600	228,500	254,100	288,900	336,900	383,500
	5	154,800	194,100	230,000	255,300	291,100	338,800	385,900
	6	156,600	195,700	231,600	256,500	293,200	341,000	388,600
	7	158,400	197,300	233,100	257,700	295,400	343,100	391,300
	8	160,100	198,900	234,700	258,800	297,500	345,300	394,000
	9	161,800	200,500	235,900	260,100	299,500	347,100	396,100
	10	163,500	202,200	237,400	261,100	301,700	349,200	398,400
	11	165,300	203,800	238,900	262,200	303,900	351,500	400,700
	12	167,100	205,600	240,100	263,200	306,100	353,600	402,900
	13	168,600	207,200	241,800	264,500	308,200	355,100	405,000
	14	170,500	208,800	243,200	266,000	310,200	357,100	407,100
	15	172,500	210,400	244,400	267,600	312,300	359,100	409,100
	16	174,500	212,000	245,900	269,000	314,300	361,100	411,200
	17	176,400	213,600	246,900	270,600	316,400	363,000	413,000
	18	178,300	215,200	248,100	272,400	318,500	365,000	415,100
	19	180,100	216,900	249,300	274,200	320,600	367,100	417,000
	20	182,100	218,600	250,500	276,000	322,700	369,100	419,100
	21	184,000	219,900	251,900	277,800	324,500	370,900	420,900
	22	185,500	221,400	252,900	279,700	326,600	372,900	422,500
	23	187,000	222,900	254,000	281,500	328,400	375,100	424,200
	24	188,500	224,400	255,100	283,200	330,400	377,200	425,700
	25	190,200	225,800	256,300	285,000	332,200	378,600	427,200
	26	191,700	227,200	257,700	287,000	334,100	380,400	428,500
	27	193,200	228,500	259,100	288,900	336,200	382,200	429,800
	28	194,600	229,900	260,600	290,700	338,200	384,000	431,200
	29	196,100	231,300	262,100	292,600	339,600	385,800	432,500
	30	197,500	232,700	263,800	294,500	341,400	387,300	433,700
	31	198,800	234,200	265,500	296,300	343,200	388,900	434,900
	32	200,100	235,600	267,100	298,200	345,000	390,600	436,000
	33	201,500	236,800	268,600	299,900	346,700	392,000	437,200
	34	202,900	238,200	270,500	301,600	348,500	393,300	438,400
	35	204,300	239,200	272,200	303,500	350,500	394,600	439,700
	36	205,800	240,500	273,900	305,300	352,300	395,800	440,900
	37	206,900	241,900	275,400	306,700	354,100	396,900	442,200
	38	208,200	243,200	277,100	308,400	355,800	398,100	443,000
	39	209,500	244,300	278,900	309,900	357,400	399,300	443,400
	40	210,800	245,600	280,500	311,600	359,200	400,400	444,100
	41	212,000	247,000	282,100	313,300	360,400	401,200	444,600
	42	213,200	248,200	283,700	315,000	361,500	402,000	445,000
	43	214,500	249,400	285,400	316,600	362,700	402,800	445,400
	44	215,700	250,500	287,200	318,400	363,900	403,600	445,800
	45	216,900	251,600	288,700	319,400	365,100	404,000	446,200
	46	218,000	253,000	290,400	320,800	365,900	404,600	446,600
	47	219,000	254,600	292,100	322,300	367,200	405,100	447,000
48	220,100	256,000	293,700	323,900	368,300	405,500	447,400	

49	221,100	257,600	295,100	325,300	369,300	405,900	447,700
50	222,200	259,000	296,700	326,700	370,300	406,200	448,100
51	223,100	260,400	298,000	327,900	371,300	406,500	448,400
52	224,100	261,700	299,600	329,200	372,300	406,900	448,700
53	224,600	262,900	300,900	330,300	373,100	407,200	449,000
54	225,500	264,300	302,500	331,300	373,900	407,500	449,400
55	226,200	265,700	303,900	332,400	374,900	407,800	449,700
56	227,200	267,000	305,400	333,400	375,800	408,100	450,000
57	227,900	267,900	306,500	333,900	376,300	408,400	450,300
58	228,800	269,200	307,700	334,900	377,100	408,700	450,700
59	229,500	270,600	308,900	335,700	377,900	409,000	451,000
60	230,400	271,900	310,400	336,600	378,700	409,400	451,300
61	231,300	272,800	311,700	337,400	379,100	409,600	451,600
62	232,100	274,000	312,900	337,700	379,800	409,900	
63	233,000	275,300	314,200	338,300	380,500	410,200	
64	234,100	276,600	315,400	339,000	381,200	410,500	
65	234,700	277,500	316,800	339,600	381,600	410,700	
66	235,500	278,700	317,600	340,300	382,200	411,000	
67	236,300	279,600	318,500	341,000	383,000	411,300	
68	237,100	280,700	319,300	341,700	383,600	411,600	
69	237,900	281,700	319,900	342,500	384,000	411,800	
70	238,600	282,700	320,600	343,000	384,500		
71	239,300	283,800	321,300	343,600	385,000		
72	239,900	284,900	321,900	344,200	385,500		
73	240,600	285,600	322,600	344,500	386,100		
74	241,400	286,400	322,800	345,100	386,600		
75	242,200	286,900	323,400	345,600	387,200		
76	242,900	287,700	324,000	346,200	387,800		
77	243,400	288,500	324,600	346,700	388,300		
78	244,000	289,100	325,100	347,200	388,800		
79	244,600	289,700	325,600	347,700	389,300		
80	245,200	290,300	326,100	348,100	389,800		
81	245,500	291,000	326,800	348,400	390,100		
82	246,000	291,500	327,300	348,700	390,600		
83	246,400	291,900	327,700	349,100	391,100		
84	246,800	292,300	328,200	349,400	391,500		
85	247,100	292,500	328,700	349,900	391,900		
86		292,700	329,100	350,200	392,400		
87		292,900	329,300	350,600	392,800		
88		293,100	329,700	350,900	393,200		
89		293,500	330,100	351,300	393,600		
90		293,700	330,500	351,600	394,100		
91		293,900	330,900	352,000	394,500		
92		294,200	331,300	352,300	394,900		
93		294,600	331,600	352,700	395,300		
94		294,800	331,800	353,000	395,800		
95		295,000	332,200	353,300	396,200		
96		295,300	332,500	353,600	396,600		
97		295,700	332,700	353,900	397,000		
98		296,000	333,000	354,300			
99		296,200	333,300	354,700			
100		296,500	333,600	355,100			
101		296,800	333,800	355,600			
102		297,000	334,100	356,000			
103		297,200	334,600	356,400			
104		297,500	334,800	356,800			

	105		297,800	334,900	357,300			
	106			335,200				
	107			335,600				
	108			335,800				
	109			336,000				
	110			336,400				
	111			336,800				
	112			337,200				
	113			337,400				
再任用職員		190,700	217,600	246,200	259,700	285,200	326,500	369,200

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職以外の 任用員外職		円	円	円	円	円	円
	1	163,300	191,200	240,200	263,300	288,600	333,600
	2	164,700	193,300	242,000	264,300	290,400	335,800
	3	166,300	195,400	243,800	265,200	292,200	337,800
	4	167,700	197,500	245,600	266,300	294,200	340,000
	5	169,200	199,600	247,100	267,000	296,000	342,000
	6	170,700	201,900	248,400	268,000	297,800	344,200
	7	172,200	204,200	249,600	268,800	299,700	346,400
	8	173,800	206,600	250,900	269,800	301,500	348,500
	9	175,100	209,000	251,900	271,000	303,500	350,000
	10	176,800	210,400	253,000	271,800	305,400	352,100
	11	178,400	211,800	254,000	272,900	307,200	354,000
	12	179,900	213,100	254,900	274,100	309,100	356,000
	13	181,500	214,600	256,200	275,400	310,800	358,000
	14	183,500	216,100	257,300	276,700	312,400	360,200
	15	185,500	217,600	258,100	278,000	314,200	362,300
	16	187,500	218,800	259,100	279,400	316,000	364,300
	17	189,800	220,200	259,800	280,700	317,800	366,300
	18	191,900	221,800	260,700	282,100	319,500	368,400
	19	194,000	223,300	261,700	283,300	321,200	370,500
	20	196,100	224,800	262,700	284,700	322,900	372,600
	21	198,300	226,200	263,600	286,400	324,300	374,300
	22	200,500	227,900	264,600	288,000	325,800	376,500
	23	202,700	229,700	265,500	289,500	327,400	378,600
	24	204,900	231,400	266,500	290,900	328,900	380,600
	25	207,000	232,800	267,700	292,200	330,400	382,700
	26	208,300	234,500	269,000	294,100	331,800	384,300
	27	209,600	236,200	270,300	295,900	333,300	386,200
	28	210,900	238,000	271,500	297,600	335,000	388,100
	29	212,100	239,600	272,700	299,100	336,200	389,900
	30	213,300	241,000	274,200	300,700	337,700	391,700
	31	214,700	242,300	275,800	302,400	339,100	393,600
	32	215,900	243,400	277,200	304,100	340,600	395,400
	33	217,200	244,600	278,900	305,500	342,200	397,100
	34	218,500	245,800	280,400	307,000	343,800	398,900
	35	219,800	246,700	281,700	308,600	345,400	400,700
	36	221,100	247,800	283,000	310,300	346,900	402,400
	37	222,600	248,900	284,600	311,700	348,600	404,000
	38	224,000	250,000	286,100	313,100	350,200	405,700
	39	225,300	250,900	287,600	314,500	351,800	407,600
	40	226,700	252,000	289,000	316,100	353,400	409,400
	41	227,700	252,600	290,500	317,600	354,600	410,900
	42	229,100	253,500	292,000	319,100	356,100	412,400
	43	230,600	254,500	293,500	320,500	357,600	413,900
	44	232,000	255,400	295,200	322,000	359,100	415,300
	45	233,200	256,200	296,500	322,900	360,700	416,400
	46	234,600	257,200	297,900	324,300	361,700	417,500
	47	235,900	258,100	299,400	325,700	363,200	418,600
	48	237,200	259,100	300,900	327,300	364,500	419,800
	49	238,300	260,100	302,200	328,400	365,900	421,100
	50	239,400	261,300	303,500	329,800	367,400	422,200
	51	240,400	262,600	304,700	331,100	368,700	423,500
	52	241,500	263,800	306,100	332,400	370,100	424,600
	53	242,600	264,900	307,500	333,800	371,600	425,800
	54	243,700	266,400	308,800	335,300	372,800	426,800
55	244,700	267,800	310,300	336,700	373,900	427,900	



56	245,800	269,200	311,700	338,000	375,200	429,000
57	246,600	270,900	312,600	338,900	376,300	430,100
58	247,600	272,500	313,800	340,200	377,200	430,600
59	248,300	274,000	315,000	341,400	378,200	431,300
60	249,300	275,500	316,400	342,800	379,200	431,700
61	250,200	276,900	317,500	343,900	379,800	432,300
62	251,200	278,500	318,900	344,800	380,600	432,800
63	252,000	280,000	320,200	346,000	381,400	433,200
64	253,000	281,300	321,400	347,300	382,200	433,700
65	254,000	282,800	322,700	348,400	383,000	434,300
66	255,000	284,300	324,000	349,600	383,700	434,700
67	256,100	285,800	325,300	350,900	384,500	435,000
68	257,000	287,400	326,700	352,000	385,200	435,300
69	257,800	288,500	327,400	353,000	385,800	435,700
70	258,900	290,000	328,500	354,000	386,400	
71	260,000	291,500	329,600	355,100	387,100	
72	261,200	292,900	330,500	356,200	387,700	
73	262,700	294,100	331,800	357,000	388,400	
74	264,000	295,500	332,500	358,100	388,900	
75	265,300	296,700	333,600	359,300	389,500	
76	266,500	298,000	334,900	360,400	390,000	
77	267,500	299,400	336,000	361,100	390,400	
78	268,600	300,700	337,200	361,900	391,100	
79	270,000	301,900	338,300	362,700	391,600	
80	271,200	303,300	339,500	363,400	391,900	
81	272,200	303,900	340,600	364,000	392,200	
82	273,200	305,100	341,700	364,500	392,700	
83	274,300	306,200	342,800	365,100	393,100	
84	275,400	307,400	343,900	365,600	393,400	
85	276,200	308,500	344,800	366,200	393,700	
86	277,100	309,700	345,800	366,800	394,200	
87	278,300	311,000	346,700	367,400	394,700	
88	279,400	312,100	347,700	367,900	395,100	
89	280,300	313,400	348,700	368,300	395,400	
90	281,200	314,600	349,500	368,700	395,800	
91	282,000	315,800	350,300	369,300	396,300	
92	283,000	317,000	351,200	369,800	396,700	
93	283,900	317,800	351,800	370,100	397,100	
94	284,900	318,600	352,400	370,600	397,500	
95	285,800	319,300	353,100	371,000	398,000	
96	286,900	319,900	353,700	371,300	398,400	
97	287,600	320,600	354,100	371,900	398,900	
98	288,400	320,900	354,500	372,400	399,300	
99	289,000	321,500	355,000	372,900	399,800	
100	289,900	322,200	355,400	373,400	400,200	
101	290,700	322,600	355,900	374,000	400,600	
102	291,500	323,200	356,300	374,500		
103	292,300	323,800	356,800	375,100		
104	293,100	324,400	357,200	375,500		
105	293,800	324,800	357,500	376,100		
106	294,400	325,300	358,000	376,600		
107	294,900	325,800	358,400	377,100		
108	295,400	326,400	358,800	377,600		
109	295,600	326,800	359,300	378,200		
110	295,900	327,200	359,800	378,600		
111	296,100	327,500	360,300	379,100		
112	296,500	327,800	360,800	379,600		
113	296,800	328,200	361,300	380,200		
114	297,000	328,600	361,800			
115	297,400	329,000	362,300			
116	297,700	329,300	362,700			

	117	298,000	329,500	363,100			
	118	298,300	329,800	363,500			
	119	298,600	330,200	364,000			
	120	299,000	330,400	364,500			
	121	299,300	330,600	364,900			
	122	299,700	330,900	365,400			
	123	300,000	331,200	365,900			
	124	300,400	331,500	366,400			
	125	300,600	331,700	366,800			
	126	300,800	332,000				
	127	301,100	332,400				
	128	301,500	332,600				
	129	301,700	332,700				
	130	302,000	333,000				
	131	302,500	333,400				
	132	302,900	333,600				
	133	303,100	333,900				
	134	303,400	334,400				
	135	303,800	334,800				
	136	304,100	335,200				
	137	304,300	335,500				
	138	304,600	335,900				
	139	305,000	336,300				
	140	305,300	336,700				
	141	305,500	337,000				
	142	305,900	337,400				
	143	306,300	337,700				
	144	306,600	338,100				
	145	306,700	338,400				
	146	307,000	338,800				
	147	307,300	339,200				
	148	307,700	339,600				
	149	307,900	339,900				
	150	308,100	340,300				
	151	308,400	340,700				
	152	308,700	341,100				
	153	309,100	341,400				
	154	309,300					
	155	309,500					
	156	309,800					
	157	310,200					
	158	310,500					
	159	310,800					
	160	311,100					
	161	311,500					
	162	311,800					
	163	312,100					
	164	312,400					
	165	312,800					
	166	313,100					
	167	313,400					
	168	313,700					
	169	314,100					
再任用職員		237,700	258,200	265,500	275,800	292,300	329,900

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	144,600	194,900	282,600	334,700	393,100
	2	145,700	197,600	285,000	336,900	396,000
	3	146,900	200,000	287,500	339,100	398,800
	4	148,000	202,400	289,900	341,100	401,600
	5	149,200	204,900	292,200	343,100	403,700
	6	150,500	207,300	294,500	345,200	406,400
	7	151,800	209,600	296,500	347,300	409,200
	8	153,100	211,800	298,500	349,300	411,900
	9	154,200	214,000	300,600	351,200	414,500
	10	155,900	216,300	303,300	353,200	417,200
	11	157,600	218,800	305,900	355,300	419,900
	12	159,200	221,100	308,700	357,200	422,700
	13	160,700	223,400	311,000	359,300	425,400
	14	162,600	225,800	313,600	361,200	428,100
	15	164,500	228,200	316,100	363,000	430,900
	16	166,600	230,700	319,000	364,900	433,700
	17	168,400	233,000	321,600	366,900	436,200
	18	170,600	235,800	323,800	368,800	438,800
	19	172,800	238,800	326,000	370,500	441,400
	20	175,000	241,700	328,200	372,500	444,000
	21	177,200	244,200	330,500	374,000	446,500
	22	179,600	247,000	332,500	376,100	449,200
	23	182,000	249,500	334,600	377,900	451,800
	24	184,300	252,200	336,600	379,800	454,300
	25	186,400	255,000	338,600	381,200	456,600
	26	188,600	257,400	340,500	383,000	458,900
	27	190,800	259,700	342,300	384,900	461,400
	28	192,900	262,000	344,200	386,800	464,000
	29	195,000	264,700	346,100	388,600	466,500
	30	196,700	266,900	347,800	390,500	469,000
	31	198,600	268,800	349,300	392,500	471,600
	32	200,300	271,000	351,100	394,400	474,100
	33	202,100	272,800	352,500	396,000	476,400
	34	204,000	274,800	353,900	397,800	478,800
	35	206,000	276,900	355,200	399,500	481,300
	36	207,900	278,900	356,700	401,300	483,800
	37	209,600	280,800	357,900	402,500	486,200
	38	211,500	282,300	359,400	404,000	488,800
	39	213,400	283,500	360,700	405,400	491,200
	40	215,400	285,000	362,100	406,900	493,700
	41	217,300	286,500	362,800	408,300	496,100
	42	219,200	287,500	363,900	409,600	498,300
	43	221,100	288,500	365,100	411,100	500,500
	44	223,100	289,500	366,200	412,700	502,700
	45	224,800	290,200	367,500	414,100	504,500
	46	226,700	291,400	368,700	415,400	506,000

47	228,500	292,600	370,000	417,000	507,600
48	230,400	293,800	371,100	418,600	509,100
49	232,100	295,300	372,200	419,900	510,800
50	233,900	296,600	373,500	421,300	512,300
51	235,600	297,700	374,900	422,800	513,700
52	237,300	298,800	376,200	424,300	515,200
53	238,900	300,000	376,900	425,700	516,300
54	240,700	301,200	377,900	427,100	517,500
55	242,400	302,600	378,800	428,500	518,700
56	244,000	303,700	379,800	429,900	520,000
57	245,300	304,700	380,600	431,100	520,900
58	246,600	305,800	381,400	432,400	521,900
59	247,600	307,000	382,100	433,800	522,900
60	248,700	308,100	382,900	435,100	523,900
61	249,800	309,000	383,500	435,900	525,000
62	250,900	310,200	384,200	436,800	525,900
63	251,800	311,300	385,100	437,800	526,600
64	252,900	312,400	386,000	438,700	527,300
65	254,200	313,300	386,600	439,700	528,200
66	255,300	314,400	387,400	440,500	529,000
67	256,400	315,300	388,200	441,100	529,800
68	257,300	316,300	389,000	441,900	530,600
69	258,200	317,300	389,600	442,300	531,300
70	259,600	318,400	390,300	442,900	532,100
71	261,100	319,500	391,100	443,400	532,900
72	262,600	320,600	391,800	443,900	533,700
73	264,000	321,200	392,500	444,400	534,400
74	265,400	322,200	393,100		
75	266,800	323,300	393,700		
76	267,900	324,400	394,400		
77	269,000	325,500	395,100		
78	270,300	326,600	395,700		
79	271,600	327,500	396,300		
80	272,700	328,400	396,900		
81	274,000	329,500	397,500		
82	275,300	330,300	398,100		
83	276,600	331,000	398,800		
84	277,800	331,800	399,400		
85	279,000	332,300	399,900		
86	280,100	332,800	400,400		
87	281,400	333,300	400,900		
88	282,600	333,800	401,600		
89	283,500	334,100	402,000		
90	284,700	334,700	402,500		
91	285,700	335,200	403,000		
92	287,000	335,700	403,700		
93	287,900	336,000	404,100		
94	288,900	336,400	404,600		
95	289,900	336,900	405,100		
96	290,900	337,400	405,800		
97	291,300	337,900	406,200		
98	292,200	338,400	406,700		
99	292,900	338,900	407,300		

	100	293,800	339,400	408,000		
	101	294,800	339,900	408,400		
	102	295,500	340,400			
	103	296,200	340,900			
	104	296,900	341,400			
	105	297,600	341,900			
	106	298,100	342,300			
	107	298,600	342,900			
	108	299,100	343,300			
	109	299,300	343,800			
	110	299,700	344,200			
	111	300,000	344,700			
	112	300,300	345,100			
	113	300,600	345,600			
	114	300,900	346,000			
	115	301,200	346,500			
	116	301,500	346,900			
	117	301,800	347,400			
	118	302,300	347,800			
	119	302,600	348,200			
	120	303,000	348,600			
	121	303,300	349,000			
再任用職員		219,800	261,500	286,700	329,600	388,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第2

### 第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	521,000
4	602,000
5	701,000
6	800,000

### 第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	333,000
2	370,000
3	398,000

### 特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	378,000
2	426,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

# 説 明 資 料

# 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成29年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-22
その2 扶養親族数別職員数	資-22
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-23
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-24
第9表 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-25
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-26
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-27
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-28

## 2 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	資-29
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-30
その2 産業別調査従業員数	資-30
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-31
第15表 民間における初任給の改定状況	資-31
第16表 民間における給与改定の状況	資-32
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-32
第18表 民間における昇給制度の状況	資-32
第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-33
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-36
その3 再雇用者（企業規模計）	資-37
第20表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-38
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-38
第21表 民間における住宅手当の支給状況	資-38
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-39
第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	資-39

## 3 生計費関係資料

平成29年4月の標準生計費算定方法の概要	資-40
第24表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-40

## 4 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標	資-41
-------------	------

## 参 考（国家公務員の給与等）

給与勧告の骨子	資-42
公務員人事管理に関する報告の骨子	資-44



# 1 職員給与関係資料

## 平成29年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、平成29年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象

平成29年4月1日現在に在職する職員（平成29年4月1日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、いわゆる臨時職員、派遣職員等を除く。

### (3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

### (4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された平成29年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の様況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,592人	42.9歳	21.0年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いたものである。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.2%	19.9%	7.9%	72.0%	64.4%	35.6%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.5%	6.7%	14.3%	8.1%	6.1%	10.2%	16.0%	20.0%	18.1%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
331,122円	8,614円	26,013円	6,087円	10,092円	457円	382,385円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。  
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特勤手当等」、「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1						
3										
4						1	1			
5				1						
6										
7		1								
8		74								
9		10								
10		15								
11		15								1
12	19	70	11							
13	3	14	4							
14	1	26	5							
15	2	43	27							
16	14	57	12						9	
17	5	16	6							
18	2	22	11						4	
19	1	45	26							
20	15	48	19				1		1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	3	10	14							
22		20	10					2		
23		50	26	2				4		
24	13	45	18	1				4		
25	8	8	12	2					1	
26	5	18	7	6			1		1	
27	1	38	21	1						
28	36	15	10	2				3	1	
29	6	3	11	2				7	2	
30	7	3	4	3			7	12		
31	4	6	12	5			6	7		
32	100	3	13				15	4		
33	17		12	4			3	4		
34	11	2	8	2			18	1		
35	9	1	25	3			19	3		
36	94	3	4				5	5		
37	34	2	5	5	1		4	4		
38	10		10	8			6	2		
39	3	2	18	2				2		
40	5		15	1	3		1	3		
41	1		6	5				6		
42	2		11	4				4		
43	2	1	13	3				5		
44	3		9	7						
45		3	8	16	6		4	26		
46	1	1	15	6	3		5			
47	1	1	13	17		2	3			
48	1	1	6	20		1	1			
49	2		10	17	1	1	2			
50	5		7	17		9	4			
51	3	1	7	10	6	17	3			
52	1		8	21	2	13	5			
53		1	9	21	1	33	2			
54			5	20		28	4			
55			11	26	2	16	5			
56	3		5	19	1	2	3			
57			15	16		4				
58		1	7	17	4	3				
59	1	1	7	20	4					
60	1		4	19	1	4	1			
61			10	18	5		5			
62			10	11	5	1				
63			6	30	5	4				
64		1	16	21	3	1				
65			10	17	4	5				
66			7	28		5				
67			3	23	5	3				
68	1	1	8	11	14	3				
69	1		8	26	8	4				
70			4	22	9	3				
71			4	21	3	4				
72	1		7	24	14	5				
73	1		7	12	16	1				
74			8	23	14	6				
75			5	15	14	8				
76			2	24	14	13				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			4	19	12	6				
78			2	13	8	10				
79			2	8	4	17				
80	1		10	23	8	13				
81			4	16	54	3				
82			5	12	12	5				
83			5	12	22	28				
84			4	7	6	4				
85			5	6	28					
86			5	9	12					
87			10	23	13					
88			3	21	2					
89			5	16	2					
90			4	47	12					
91			5	22	150					
92			5	28	31					
93	1		3	26	124					
94			1	20						
95			3	33						
96			3	21						
97			3	13						
98			8	23						
99			3	27						
100			1	17						
101			2	294						
102			3							
103			1							
104			3							
105										
106			3							
107										
108										
109										
110										
111										
112			1							
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	461	698	783	1,434	668	286	134	108	19	1

計	4,592
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
	人	構成比		
全職員	21,827	100.0	41.1	19.0
行政職給料表	4,918	22.5	42.5	20.5
公安職給料表	6,593	30.2	38.7	17.7
教育職給料表(2)	3,618	16.6	43.8	20.8
教育職給料表(3)	5,864	26.9	40.3	17.6
医療職給料表(1)	43	0.2	47.6	21.8
医療職給料表(2)	184	0.8	41.7	18.1
医療職給料表(3)	127	0.6	44.1	20.4
研究職給料表	210	1.0	43.1	19.8
第2号任期付 研究員給料表	1	0.0	33.0	-
特定任期付職員給料表	3	0.0	36.0	-
小計	21,561	98.8	41.0	18.9
企業職給料表	68	0.3	44.9	22.6
現業職(協約)給料表	198	0.9	54.4	33.8

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下、第11表までについて同じ。)  
 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、第2号任期付研究員及び特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0	0.3	18.0	7.4	74.3	65.8	34.2
行政職給料表	100.0	0.2	19.6	8.5	71.7	62.8	37.2
公安職給料表	100.0	-	42.8	4.0	53.2	90.5	9.5
教育職給料表(2)	100.0	-	0.3	3.6	96.1	58.1	41.9
教育職給料表(3)	100.0	-	-	10.8	89.2	45.1	54.9
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	76.7	23.3
医療職給料表(2)	100.0	-	-	10.9	89.1	54.3	45.7
医療職給料表(3)	100.0	-	7.1	92.9	-	51.2	48.8
研究職給料表	100.0	-	0.5	1.4	98.1	79.5	20.5
第2号任期付 研究員給料表	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-
特定任期付 職員給料表	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-
小計	100.0	0.0	17.6	7.4	75.0	65.7	34.3
企業職給料表	100.0	-	14.7	11.8	73.5	88.2	11.8
現業職(協約) 給料表	100.0	33.3	57.1	6.6	3.0	73.2	26.8

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 344,959	円 9,192	円 23,173	円 5,761	円 4,846	円 3,122	円 391,053
行政職給料表	327,381	8,266	25,332	6,004	9,548	427	376,958
公安職給料表	329,355	12,410	28,522	4,299	1,636	451	376,673
教育職給料表(2)	380,501	8,252	23,142	7,000	2,821	5,519	427,235
教育職給料表(3)	354,369	6,930	15,218	6,520	5,467	5,647	394,151
医療職給料表(1)	470,318	11,233	85,889	6,977	54,398	222,016	850,831
医療職給料表(2)	324,502	6,196	18,402	6,623	4,203	489	360,415
医療職給料表(3)	337,920	10,748	17,433	3,816	633	-	370,550
研究職給料表	343,619	9,402	23,862	6,647	8,551	1,052	393,133
第2号任期付 研究員給料表	332,000	-	9,794	-	-	-	341,794
特定任期付 職員給料表	479,000	-	43,828	-	-	-	522,828
小計	344,740	9,180	23,192	5,789	4,870	3,154	390,925
企業職給料表	343,095	11,824	23,976	4,235	11,482	882	395,494
現業職(協約) 給料表	369,407	9,611	20,825	3,133	-	403	403,379

- (注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。  
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」、「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額

1 全職員

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			49	169,816					49	169,816
19歳			91	176,438					91	176,438
20歳			67	181,618	15	184,820			82	182,204
21歳			85	194,439	18	187,928			103	193,301
22歳			63	201,329	9	199,744	287	203,275	359	202,845
23歳			72	208,460	14	199,693	338	206,400	424	206,528
24歳			60	216,775	17	213,935	425	214,240	502	214,532
25歳			67	227,340	9	225,733	473	222,706	549	223,321
26歳			53	234,955	12	231,867	506	231,744	571	232,045
27歳			46	236,028	19	235,342	619	241,664	684	241,109
28歳			78	248,063	12	246,583	650	250,764	740	250,411
29歳			59	253,058	31	252,652	615	259,218	705	258,414
30歳			64	256,880	28	256,246	583	266,984	675	265,581
31歳			71	267,577	26	257,469	447	276,786	544	274,661
32歳			68	273,288	27	275,759	501	283,997	596	282,402
33歳			70	279,547	28	283,271	520	293,777	618	291,689
34歳			62	281,148	25	284,136	457	300,906	544	297,884
35歳			57	295,519	26	296,673	422	309,249	505	307,052
36歳			65	303,509	26	303,788	383	320,921	474	317,593
37歳			51	311,239	31	317,516	404	329,044	486	326,441
38歳			68	319,624	42	327,757	382	338,253	492	334,782
39歳			62	335,882	40	327,310	338	343,728	440	341,130
40歳			69	353,584	44	335,155	295	356,101	408	353,416
41歳	2	334,000	77	361,161	56	349,236	288	359,654	423	358,428
42歳			105	363,210	51	346,102	300	368,709	456	364,915
43歳			98	374,237	51	350,212	320	374,093	469	371,526
44歳	1	330,600	120	383,914	51	361,884	307	378,610	479	378,058
45歳	1	360,000	130	383,560	55	366,629	256	383,091	442	381,128
46歳	3	350,400	84	381,398	45	372,362	298	385,638	430	383,175
47歳	4	347,050	113	388,465	62	375,860	277	391,633	456	388,312
48歳	3	353,967	113	398,743	40	379,684	293	393,259	449	393,167
49歳	6	356,717	121	400,617	56	388,912	324	399,141	507	397,861
50歳	2	353,800	97	403,866	40	393,933	288	401,484	427	401,094
51歳	3	359,333	151	409,052	51	398,758	376	407,704	581	407,019
52歳	6	360,300	160	409,486	67	401,323	474	412,621	707	410,397
53歳	5	360,660	188	411,746	54	405,209	468	414,472	715	412,679
54歳	6	355,517	171	414,959	81	408,213	518	418,220	776	415,972
55歳	3	346,104	216	417,205	59	408,145	582	419,931	860	418,180
56歳	4	366,770	153	415,491	66	412,090	555	425,196	778	421,875
57歳	6	377,617	117	416,315	85	414,569	592	427,460	800	424,086
58歳	5	378,596	111	419,242	73	416,080	530	428,841	719	425,714
59歳	2	350,150	76	423,739	65	419,406	512	431,647	655	429,266
60歳以上	13	386,774	25	384,473	1	383,639	18	498,023	57	420,841
計	75		3,923		1,608		16,221		21,827	
平均給料月額	363,686 円		344,280 円		355,132 円		335,643 円		338,727 円	
平均年齢	53.7 歳		42.4 歳		45.0 歳		40.4 歳		41.1 歳	
学歴構成比	0.3 %		18.0 %		7.4 %		74.3 %		100.0 %	



## 2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			15	152,400					15	152,400
19 歳			22	156,591					22	156,591
20 歳			20	162,500	4	163,700			24	162,700
21 歳			13	168,208	6	167,533			19	167,995
22 歳			15	177,247	2	171,500	75	185,492	92	183,843
23 歳			16	184,394	7	184,800	109	189,539	132	188,664
24 歳			12	191,883	4	192,075	123	196,239	139	195,743
25 歳			11	199,291	1	206,600	119	202,782	131	202,518
26 歳			6	207,850	2	206,300	119	210,898	127	210,682
27 歳			11	211,891	4	215,375	134	217,966	149	217,448
28 歳			14	221,550	1	210,200	128	224,002	143	223,666
29 歳			12	229,133	8	227,200	110	229,728	130	229,518
30 歳			12	229,383	8	232,238	82	237,089	102	235,802
31 歳			7	227,786	6	239,583	46	246,657	59	243,698
32 歳			12	252,517	4	245,275	67	251,334	83	251,213
33 歳			10	246,770	6	262,267	65	260,811	81	259,185
34 歳			14	262,607	6	270,583	51	267,064	71	266,483
35 歳			8	269,263	5	269,780	58	276,938	71	275,569
36 歳			10	284,930	4	292,450	37	287,491	51	287,378
37 歳			11	289,291	5	289,240	46	291,976	62	291,279
38 歳			8	301,700	4	303,125	38	302,297	50	302,267
39 歳			9	287,967	9	307,856	48	306,108	66	303,873
40 歳			12	308,517	9	323,622	47	330,179	68	325,488
41 歳	1	338,700	11	339,055	11	334,909	54	330,261	77	332,291
42 歳			29	325,407	16	330,325	58	341,088	103	335,001
43 歳			32	353,047	15	336,500	70	352,107	117	350,363
44 歳	1	330,600	28	350,621	22	349,255	77	359,251	128	355,421
45 歳			40	349,783	14	354,114	80	364,764	134	359,179
46 歳			29	351,800	15	359,287	91	366,255	135	362,376
47 歳			39	362,762	22	362,400	97	374,690	158	370,034
48 歳			33	375,652	13	367,668	127	377,285	173	376,251
49 歳	2	366,100	37	372,503	15	371,953	113	383,010	167	379,486
50 歳			27	380,736	14	381,595	105	387,288	146	385,531
51 歳	1	359,900	42	388,065	18	388,399	115	390,036	176	389,227
52 歳	1	389,400	41	391,009	19	390,412	137	397,498	198	395,434
53 歳			61	395,492	16	394,085	142	397,931	219	396,971
54 歳			54	394,898	20	395,432	144	402,792	218	400,161
55 歳	1	394,400	61	404,630	19	396,299	158	406,556	239	405,198
56 歳	1	338,600	55	404,502	14	399,507	108	411,884	178	408,218
57 歳			31	399,599	18	403,216	120	416,337	169	411,869
58 歳			19	395,045	20	402,978	121	426,749	160	420,013
59 歳			10	401,100	14	408,691	107	428,691	131	424,447
60歳以上	1	349,000	2	298,450			2	443,218	5	366,467
計	9		961		420		3,528		4,918	
平均給料月額	359,200 円		332,370 円		343,843 円		323,881 円		327,309 円	
平均年齢	51.4 歳		43.9 歳		45.5 歳		41.8 歳		42.5 歳	
学歴構成比	0.2 %		19.6 %		8.5 %		71.7 %		100.0 %	

### 3 公安職給料表（警察官）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			34	177,500					34	177,500
19 歳			69	182,767					69	182,767
20 歳			47	189,753	11	192,500			58	190,274
21 歳			72	199,175	12	198,125			84	199,025
22 歳			48	208,854	6	208,500	104	210,300	158	209,792
23 歳			56	215,336	7	214,586	108	215,314	171	215,291
24 歳			48	222,998	11	221,355	116	221,923	175	222,182
25 歳			56	232,850	6	229,983	127	229,252	189	230,341
26 歳			46	238,813	6	239,683	135	236,056	187	236,851
27 歳			35	243,614	12	240,042	143	243,810	190	243,536
28 歳			64	253,863	8	250,350	163	252,042	235	252,480
29 歳			47	259,166	12	257,000	167	257,129	226	257,546
30 歳			52	263,225	9	260,689	174	262,620	235	262,680
31 歳			64	271,930	11	261,609	131	270,354	206	270,377
32 歳			56	277,739	10	274,330	127	277,817	193	277,613
33 歳			60	285,010	9	281,378	137	285,335	206	285,067
34 歳			48	286,556	6	286,533	151	294,303	205	292,262
35 歳			48	299,383	6	287,050	118	301,864	172	300,655
36 歳			55	306,887	7	297,214	102	311,650	164	309,437
37 歳			40	317,275	12	318,458	111	325,078	163	322,676
38 歳			60	322,013	14	340,479	98	336,611	172	331,834
39 歳			51	344,741	5	361,560	90	349,507	146	348,255
40 歳			55	364,316	9	351,211	94	366,180	158	364,678
41 歳			65	365,874	10	372,000	85	368,926	160	367,878
42 歳			76	377,636	8	374,750	83	384,154	167	380,737
43 歳			65	385,512	3	361,867	80	388,495	148	386,645
44 歳			91	394,743	5	394,900	62	396,887	158	395,589
45 歳			87	400,866	9	393,433	43	402,675	139	400,944
46 歳			51	400,220	3	395,200	28	402,696	82	400,882
47 歳			66	408,729	3	406,067	38	413,553	107	410,367
48 歳			77	410,997	1	406,000	21	414,090	99	411,603
49 歳			84	413,000	2	418,600	38	419,613	124	415,117
50 歳			66	416,697			22	416,241	88	416,583
51 歳			104	419,330	3	416,333	36	426,413	143	421,050
52 歳			103	422,057	5	408,900	49	418,254	157	420,451
53 歳			116	423,461	3	406,967	64	423,346	183	423,150
54 歳			112	426,501	9	424,197	58	426,770	179	426,472
55 歳			144	425,454	3	426,033	59	429,394	206	426,591
56 歳			86	427,547	3	437,421	87	429,502	176	428,682
57 歳			73	427,992	3	434,396	87	434,306	163	431,480
58 歳			82	428,519	3	435,669	91	431,638	176	430,253
59 歳			59	430,719			83	431,713	142	431,300
60歳以上										
計			2,818		265		3,510		6,593	
平均給料月額			346,848 円		303,945 円		317,192 円		329,335 円	
平均年齢			41.3歳		35.2歳		36.9歳		38.7歳	
学歴構成比			42.8 %		4.0 %		53.2 %		100.0 %	

4 教育職給料表（2）（府立高校、特別支援学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳							16	209,000	16	209,000
23歳							25	213,256	25	213,256
24歳							55	222,331	55	222,331
25歳							78	230,110	78	230,110
26歳							75	239,648	75	239,648
27歳							113	250,720	113	250,720
28歳					2	248,050	118	260,382	120	260,177
29歳					3	267,000	108	268,710	111	268,664
30歳					1	270,000	102	277,320	103	277,249
31歳					6	261,117	80	285,680	86	283,966
32歳					2	293,650	88	293,474	90	293,478
33歳					2	298,400	101	302,620	103	302,538
34歳							78	311,755	78	311,755
35歳			1	320,100			78	318,786	79	318,803
36歳					3	328,800	65	328,151	68	328,179
37歳					2	335,250	76	334,563	78	334,581
38歳					4	340,475	64	342,217	68	342,115
39歳			1	360,000	2	290,250	66	349,523	69	347,957
40歳			2	328,850	2	357,900	41	356,659	45	355,478
41歳					7	349,100	47	364,855	54	362,813
42歳					1	372,600	61	373,415	62	373,402
43歳					3	346,700	55	377,319	58	375,736
44歳					3	344,267	51	385,327	54	383,046
45歳			1	317,900	6	370,883	43	391,037	50	387,156
46歳			2	354,850	1	337,300	67	393,729	70	391,813
47歳					3	389,433	62	401,128	65	400,588
48歳					7	378,729	54	407,851	61	404,509
49歳					7	400,171	83	406,964	90	406,436
50歳			1	331,000	8	403,113	76	411,444	85	409,714
51歳					3	413,133	114	417,463	117	417,352
52歳					12	402,342	164	420,504	176	419,266
53歳					4	416,950	145	424,980	149	424,764
54歳					3	421,967	182	425,074	185	425,023
55歳					5	416,471	214	426,473	219	426,244
56歳					6	413,783	193	431,166	199	430,642
57歳			1	422,600	10	418,160	168	431,361	179	430,574
58歳			1	426,900	4	437,443	134	429,798	139	429,997
59歳			1	415,100	7	425,856	138	431,431	146	431,051
60歳以上										
計			11		129		3,478		3,618	
平均給料月額			360,091 円		375,263 円		363,155 円		363,577 円	
平均年齢			46.8歳		47.2歳		43.7歳		43.8歳	
学歴構成比			0.3 %		3.6 %		96.1 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳							1	203,700	91	209,000	92	208,942
23歳									95	213,939	95	213,939
24歳							2	216,850	120	221,868	122	221,786
25歳							2	222,550	136	230,310	138	230,197
26歳							4	232,925	166	240,495	170	240,317
27歳							3	243,167	214	251,621	217	251,504
28歳									219	262,095	219	262,095
29歳							8	266,200	219	271,549	227	271,361
30歳							9	272,422	209	279,145	218	278,868
31歳							2	274,350	178	286,984	180	286,843
32歳							10	289,700	208	295,252	218	294,997
33歳							9	299,533	206	304,734	215	304,516
34歳							9	302,056	165	313,437	174	312,848
35歳							12	315,058	162	321,569	174	321,120
36歳							8	323,425	171	330,778	179	330,449
37歳							10	331,860	165	339,548	175	339,109
38歳							14	340,371	169	345,391	183	345,007
39歳							16	349,288	126	352,474	142	352,115
40歳							10	347,570	104	359,469	114	358,425
41歳							20	362,440	93	365,890	113	365,280
42歳							17	364,988	80	372,513	97	371,194
43歳							20	365,245	98	377,673	118	375,567
44歳							14	378,407	106	379,674	120	379,526
45歳							12	377,992	81	386,507	93	385,408
46歳							20	389,955	97	394,923	117	394,074
47歳							29	384,910	69	395,793	98	392,573
48歳							15	393,947	75	402,210	90	400,832
49歳							25	393,820	81	402,885	106	400,747
50歳							13	402,869	75	408,827	88	407,947
51歳							22	405,840	99	411,146	121	410,181
52歳							25	408,877	110	416,344	135	414,961
53歳							30	410,347	99	417,908	129	416,150
54歳							45	412,003	122	422,278	167	419,509
55歳							26	414,417	134	422,197	160	420,933
56歳							39	417,637	156	425,187	195	423,677
57歳							48	418,447	202	428,421	250	426,506
58歳							41	419,626	167	428,879	208	427,055
59歳							42	422,264	165	432,841	207	430,695
60歳以上												
計							632		5,232		5,864	
平均給料月額							383,443	円	336,670	円	341,711	円
平均年齢							48.3	歳	39.3	歳	40.3	歳
学歴構成比							10.8	%	89.2	%	100.0	%

6 医療職給料表（1）（医師・歯科医師）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳							1	247,700	1	247,700
25歳							1	247,700	1	247,700
26歳										
27歳										
28歳							1	255,000	1	255,000
29歳							2	292,750	2	292,750
30歳										
31歳										
32歳										
33歳							1	370,300	1	370,300
34歳							1	415,000	1	415,000
35歳							1	395,500	1	395,500
36歳							2	426,800	2	426,800
37歳										
38歳							2	451,250	2	451,250
39歳							1	467,100	1	467,100
40歳							2	431,300	2	431,300
41歳							1	462,359	1	462,359
42歳							2	457,650	2	457,650
43歳							1	490,900	1	490,900
44歳										
45歳							1	509,400	1	509,400
46歳							1	406,800	1	406,800
47歳										
48歳							2	527,911	2	527,911
49歳							1	520,600	1	520,600
50歳										
51歳										
52歳							2	524,258	2	524,258
53歳							1	464,800	1	464,800
54歳							1	525,301	1	525,301
55歳										
56歳										
57歳							1	532,196	1	532,196
58歳							1	552,684	1	552,684
59歳							1	559,384	1	559,384
60歳以上							12	548,091	12	548,091
計							43		43	
平均給料月額								470,318 円		470,318 円
平均年齢								47.6歳		47.6歳
学歴構成比								100.0 %		100.0 %

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳									4	210,500	4	210,500
25歳									5	214,540	5	214,540
26歳									5	220,920	5	220,920
27歳									7	224,443	7	224,443
28歳									4	231,275	4	231,275
29歳									2	234,600	2	234,600
30歳									6	240,683	6	240,683
31歳									3	241,733	3	241,733
32歳									6	262,517	6	262,517
33歳									3	274,567	3	274,567
34歳							1	238,300	7	268,729	8	264,925
35歳									5	293,160	5	293,160
36歳									3	280,300	3	280,300
37歳									4	297,025	4	297,025
38歳									4	318,950	4	318,950
39歳							1	319,000	4	275,375	5	284,100
40歳							2	316,100	3	296,067	5	304,080
41歳							1	336,200	5	322,180	6	324,517
42歳									10	333,620	10	333,620
43歳							1	370,900	9	354,233	10	355,900
44歳									5	347,900	5	347,900
45歳							1	272,000	4	345,200	5	330,560
46歳							1	349,800	4	373,075	5	368,420
47歳									4	371,700	4	371,700
48歳							1	350,900	6	372,450	7	369,371
49歳							2	388,000	3	387,467	5	387,680
50歳							1	391,500	8	384,225	9	385,033
51歳							1	389,900	2	392,950	3	391,933
52歳							1	391,500	3	394,667	4	393,875
53歳									4	398,664	4	398,664
54歳							1	391,500	3	397,733	4	396,175
55歳							2	398,750	4	405,240	6	403,077
56歳							1	401,200	5	411,601	6	409,867
57歳							1	398,800	3	406,838	4	404,829
58歳									4	404,600	4	404,600
59歳							1	410,390	3	411,805	4	411,451
60歳以上												
計							20		164		184	
平均給料月額							360,880	円	319,578	円	324,067	円
平均年齢							48.2	歳	40.9	歳	41.7	歳
学歴構成比							10.9	%	89.1	%	100.0	%

8 医療職給料表（3）（看護師等）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳							1	249,900			1	249,900
29歳												
30歳							1	249,000			1	249,000
31歳							1	263,600			1	263,600
32歳							1	236,800			1	236,800
33歳							2	266,500			2	266,500
34歳							3	267,967			3	267,967
35歳							3	287,200			3	287,200
36歳							4	268,600			4	268,600
37歳							2	293,100			2	293,100
38歳							5	276,100			5	276,100
39歳							6	289,317			6	289,317
40歳							11	321,109			11	321,109
41歳							7	303,500			7	303,500
42歳							9	310,067			9	310,067
43歳							7	332,543			7	332,543
44歳							7	352,500			7	352,500
45歳							12	357,600			12	357,600
46歳							3	342,467			3	342,467
47歳							5	356,320			5	356,320
48歳							3	363,500			3	363,500
49歳							4	390,975			4	390,975
50歳					1	393,100	4	390,325			5	390,880
51歳							3	387,100			3	387,100
52歳					4	395,450	4	394,600			8	395,025
53歳					1	398,100					1	398,100
54歳							1	400,200			1	400,200
55歳					1	403,000	3	409,839			4	408,130
56歳					1	399,100	1	397,500			2	398,300
57歳					1	402,400	3	405,774			4	404,931
58歳							1	407,623			1	407,623
59歳							1	413,232			1	413,232
60歳以上												
計					9	397,500	118	333,376			127	337,920
平均給料月額					397,500 円		333,376 円				337,920 円	
平均年齢					53.2 歳		43.4 歳				44.1 歳	
学歴構成比					7.1 %		92.9 %				100.0 %	

9 研究職給料表（研究職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計		
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳											
19 歳											
20 歳											
21 歳											
22 歳							1	193,900	1	193,900	
23 歳							1	193,900	1	193,900	
24 歳							6	204,883	6	204,883	
25 歳							6	216,000	6	216,000	
26 歳			1	220,100			5	217,840	6	218,217	
27 歳							5	228,940	5	228,940	
28 歳							13	234,615	13	234,615	
29 歳							5	240,520	5	240,520	
30 歳							8	247,163	8	247,163	
31 歳							8	256,288	8	256,288	
32 歳							3	280,533	3	280,533	
33 歳							5	275,480	5	275,480	
34 歳							3	281,133	3	281,133	
35 歳											
36 歳							3	299,967	3	299,967	
37 歳							1	299,000	1	299,000	
38 歳							5	301,620	5	301,620	
39 歳							3	327,467	3	327,467	
40 歳							3	333,333	3	333,333	
41 歳							1	380,200	1	380,200	
42 歳							4	355,500	4	355,500	
43 歳							4	384,875	4	384,875	
44 歳							6	387,900	6	387,900	
45 歳							4	390,825	4	390,825	
46 歳							5	378,300	5	378,300	
47 歳							5	398,240	5	398,240	
48 歳							7	398,814	7	398,814	
49 歳							5	400,320	5	400,320	
50 歳							2	399,600	2	399,600	
51 歳							8	404,634	8	404,634	
52 歳						1	406,400	9	404,156	10	404,380
53 歳								10	413,952	10	413,952
54 歳								7	412,848	7	412,848
55 歳								10	412,065	10	412,065
56 歳								6	421,865	6	421,865
57 歳						1	411,900	10	412,078	11	412,062
58 歳						1	406,400	8	420,774	9	419,177
59 歳								11	435,079	11	435,079
60歳以上											
計			1		3		206		210		
平均給料月額			220,100 円		408,233 円		343,278 円		343,619 円		
平均年齢			26.0 歳		55.7 歳		43.0 歳		43.1 歳		
学歴構成比			0.5 %		1.4 %		98.1 %		100.0 %		



10 第2号任期付研究員給料表

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
			人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳												
30歳												
31歳												
32歳												
33歳								1	332,000	1	332,000	
34歳												
35歳												
36歳												
37歳												
38歳												
39歳												
40歳												
41歳												
42歳												
43歳												
44歳												
45歳												
46歳												
47歳												
48歳												
49歳												
50歳												
51歳												
52歳												
53歳												
54歳												
55歳												
56歳												
57歳												
58歳												
59歳												
60歳以上												
計								1		1		
平均給料月額								332,000	円	332,000	円	
平均年齢								33.0	歳	33.0	歳	
学歴構成比								100.0	%	100.0	%	

11 特定任期付職員給料表

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額		平均給料額		平均給料額		平均給料額		平均給料額	
			人員	円	人員	円	人員	円	人員	円	人員	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳												
30歳												
31歳												
32歳												
33歳									1	477,000	1	477,000
34歳												
35歳												
36歳												
37歳									1	480,000	1	480,000
38歳									1	480,000	1	480,000
39歳												
40歳												
41歳												
42歳												
43歳												
44歳												
45歳												
46歳												
47歳												
48歳												
49歳												
50歳												
51歳												
52歳												
53歳												
54歳												
55歳												
56歳												
57歳												
58歳												
59歳												
60歳以上												
計									3		3	
平均給料月額									479,000 円		479,000 円	
平均年齢									36.0 歳		36.0 歳	
学歴構成比									100.0 %		100.0 %	

12 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・第2号任期付研究員・特定任期付職員給料表の合計

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			49	169,816					49	169,816
19歳			91	176,438					91	176,438
20歳			67	181,618	15	184,820			82	182,204
21歳			85	194,439	18	187,928			103	193,301
22歳			63	201,329	9	199,744	287	203,275	359	202,845
23歳			72	208,460	14	199,693	338	206,400	424	206,528
24歳			60	216,775	17	213,935	425	214,240	502	214,532
25歳			67	227,340	9	225,733	472	222,740	548	223,351
26歳			53	234,955	12	231,867	505	231,790	570	232,086
27歳			46	236,028	19	235,342	616	241,828	681	241,256
28歳			78	248,063	12	246,583	646	250,943	736	250,566
29歳			59	253,058	31	252,652	613	259,312	703	258,493
30歳			64	256,880	28	256,246	581	267,102	673	265,679
31歳			71	267,577	26	257,469	446	276,851	543	274,710
32歳			68	273,288	27	275,759	499	284,122	594	282,502
33歳			70	279,547	28	283,271	520	293,777	618	291,689
34歳			62	281,148	25	284,136	456	300,951	543	297,916
35歳			57	295,519	26	296,673	422	309,249	505	307,052
36歳			65	303,509	26	303,788	383	320,921	474	317,593
37歳			51	311,239	31	317,516	404	329,044	486	326,441
38歳			68	319,624	41	328,946	381	338,358	490	334,971
39歳			61	336,615	39	328,269	338	343,728	438	341,361
40歳			69	353,584	43	335,567	294	356,115	406	353,509
41歳	1	338,700	76	361,992	56	349,236	286	359,518	419	358,543
42歳			105	363,210	51	346,102	298	368,861	454	364,998
43歳			97	374,802	49	350,547	317	374,480	463	372,015
44歳	1	330,600	119	384,361	51	361,884	307	378,610	478	378,157
45歳			128	384,254	54	367,091	256	383,091	438	381,458
46歳			82	381,989	43	374,151	293	385,948	418	383,958
47歳			105	391,656	62	375,860	275	391,700	442	389,468
48歳			110	400,394	40	379,684	292	393,435	442	393,922
49歳	2	366,100	121	400,617	55	389,147	324	399,141	502	398,270
50歳			95	405,326	40	393,933	288	401,484	423	401,633
51歳	1	359,900	146	410,336	50	399,186	374	407,813	571	407,619
52歳	1	389,400	148	412,737	67	401,323	474	412,621	690	411,515
53歳			178	413,734	53	405,745	465	414,611	696	413,712
54歳			166	416,221	79	409,166	517	418,268	762	416,878
55歳	1	394,400	206	419,179	58	408,482	579	419,951	844	418,944
56歳	1	338,600	142	418,421	64	413,666	555	425,196	762	422,851
57歳			106	419,396	84	414,954	591	427,459	781	425,020
58歳			102	422,267	70	416,215	526	429,028	698	426,755
59歳			70	426,264	65	419,406	508	431,573	643	429,765
60歳以上	1	349,000	2	298,450			14	533,109	17	494,672
計	9		3,800		1,587		16,165		21,561	
平均給料月額	359,200 円		343,312 円		355,063 円		335,640 円		338,432 円	
平均年齢	51.4 歳		42.0 歳		44.9 歳		40.4 歳		41.0 歳	
学歴構成比	0.0 %		17.6 %		7.4 %		75.0 %		100.0 %	

13 企業職給料表（企業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳									1	206,700	1	206,700
26歳									1	208,400	1	208,400
27歳									3	207,900	3	207,900
28歳									4	221,825	4	221,825
29歳									2	230,550	2	230,550
30歳									2	232,700	2	232,700
31歳									1	247,900	1	247,900
32歳									2	252,900	2	252,900
33歳												
34歳									1	280,500	1	280,500
35歳												
36歳												
37歳												
38歳									1	298,300	1	298,300
39歳					1	291,200					1	291,200
40歳							1	317,400	1	351,800	2	334,600
41歳									2	379,090	2	379,090
42歳									2	346,000	2	346,000
43歳							1	363,800	2	348,200	3	353,400
44歳												
45歳					1	341,900	1	341,700			2	341,800
46歳					1	367,300			5	367,500	6	367,467
47歳									2	382,350	2	382,350
48歳									1	341,900	1	341,900
49歳							1	376,000			1	376,000
50歳												
51歳					1	348,200			2	387,200	3	374,200
52歳												
53歳					1	382,500			3	392,900	4	390,300
54歳					1	393,100	2	370,554	1	393,600	4	381,952
55歳					2	392,000			3	416,118	5	406,471
56歳												
57歳					2	394,663			1	427,983	3	405,770
58歳							2	423,431	4	404,236	6	410,634
59歳									3	459,503	3	459,503
60歳以上												
計					10		8		50		68	
平均給料月額					369,753 円		373,359 円		332,921 円		343,095 円	
平均年齢					51.2 歳		50.1 歳		42.8 歳		44.9 歳	
学歴構成比					14.7 %		11.8 %		73.5 %		100.0 %	

14 現業職（協約）給料表（現業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳					1	279,000			1	279,000
39歳					1	289,900			1	289,900
40歳										
41歳	1	329,300	1	298,000					2	313,650
42歳										
43歳			1	319,400	1	320,200	1	303,300	3	314,300
44歳			1	330,700					1	330,700
45歳	1	360,000	1	336,400					2	348,200
46歳	3	350,400	1	347,000	2	333,900			6	344,333
47歳	4	347,050	8	346,588					12	346,742
48歳	3	353,967	3	338,200					6	346,083
49歳	4	352,025							4	352,025
50歳	2	353,800	2	334,500					4	344,150
51歳	2	359,050	4	377,425	1	377,400			7	372,171
52歳	5	354,480	12	369,400					17	365,012
53歳	5	360,660	9	375,678	1	376,800			15	370,747
54歳	6	355,517	4	368,075					10	360,540
55歳	2	321,957	8	372,688	1	388,602			11	364,911
56歳	3	376,160	11	377,671	2	361,650			16	375,385
57歳	6	377,617	9	384,843	1	382,200			16	381,968
58歳	5	378,596	9	384,959	1	391,977			15	383,306
59歳	2	350,150	6	394,277			1	385,600	9	383,507
60歳以上	12	389,922	23	391,953	1	383,639	4	375,220	40	389,462
計	66		113		13		6		198	
平均給料月額	364,297 円		374,587 円		352,371 円		364,963 円		369,407 円	
平均年齢	54.0 歳		54.9 歳		50.8 歳		57.7 歳		54.4 歳	
学歴構成比	33.3 %		57.1 %		6.6 %		3.0 %		100.0 %	

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数					平均扶養親族数		平均手当 月額	
			配偶者	子		その他の扶養親族		計	職員 1人 当たり	受給 職員 1人 当たり	受給 職員 1人 当たり
				(10,000円)	(8,000円)	(10,000円)	(6,500円)				
全職員	21,827	10,588	5,953	13,934	241	437	158	20,723	0.9	2.0	18,949
行政職給料表	4,918	2,145	1,158	2,673	44	128	57	4,060	0.8	1.9	18,953
公安職給料表	6,593	3,949	2,887	5,616	41	72	26	8,642	1.3	2.2	20,719
教育職給料表(2)	3,618	1,636	773	2,046	50	79	22	2,970	0.8	1.8	18,248
教育職給料表(3)	5,864	2,441	904	3,113	86	129	41	4,273	0.7	1.8	16,647
医療職給料表(1)	43	27	21	31	-	-	-	52	1.2	1.9	17,889
医療職給料表(2)	184	57	27	90	1	-	-	118	0.6	2.1	20,000
医療職給料表(3)	127	71	13	111	10	4	4	142	1.1	2.0	19,225
研究職給料表	210	106	59	128	3	5	2	197	0.9	1.9	18,627
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,561	10,432	5,842	13,808	235	417	152	20,454	0.9	2.0	18,973
企業職給料表	68	38	28	49	-	2	1	80	1.2	2.1	21,158
現業職(協約) 給料表	198	118	83	77	6	18	5	189	1.0	1.6	16,127

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	受給職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
計	10,588	5,953	8,583	508
1人	4,481	1,652	2,584	245
2人	2,986	1,607	2,886	138
3人	2,339	1,972	2,331	65
4人	675	621	675	35
5人	93	89	93	20
6人以上	14	12	14	5

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 25 (0.1%)	人 9,107 (41.7%)	人 6,017 (27.6%)	人 1,337 (6.1%)	人 5,341 (24.5%)	人 21,827 (100.0%)	円 23,173
行政職給料表	25 (0.5%)	2,838 (57.7%)	782 (15.9%)	152 (3.1%)	1,121 (22.8%)	4,918 (100.0%)	25,332
公安職給料表	- (-)	4,761 (72.2%)	966 (14.7%)	139 (2.1%)	727 (11.0%)	6,593 (100.0%)	28,522
教育職給料表(2)	- (-)	1,211 (33.5%)	1,082 (29.9%)	250 (6.9%)	1,075 (29.7%)	3,618 (100.0%)	23,142
教育職給料表(3)	- (-)	48 (0.8%)	2,898 (49.4%)	759 (13.0%)	2,159 (36.8%)	5,864 (100.0%)	15,218
医療職給料表(1)	- (-)	17 (39.5%)	19 (44.2%)	1 (2.3%)	6 (14.0%)	43 (100.0%)	85,889
医療職給料表(2)	- (-)	45 (24.5%)	47 (25.5%)	7 (3.8%)	85 (46.2%)	184 (100.0%)	18,402
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	118 (92.9%)	- (-)	9 (7.1%)	127 (100.0%)	17,433
研究職給料表	- (-)	95 (45.2%)	40 (19.0%)	10 (4.8%)	65 (31.0%)	210 (100.0%)	23,862
第2号任期付 研究員給料表	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	9,794
特定任期付 職員給料表	- (-)	3 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (100.0%)	43,828
小計	25 (0.1%)	9,018 (41.9%)	5,952 (27.6%)	1,318 (6.1%)	5,248 (24.3%)	21,561 (100.0%)	23,192
企業職給料表	- (-)	20 (29.4%)	30 (44.1%)	8 (11.8%)	10 (14.7%)	68 (100.0%)	23,976
現業職(協約) 給料表	- (-)	69 (34.8%)	35 (17.7%)	11 (5.6%)	83 (41.9%)	198 (100.0%)	20,825

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合	(参考) 総合的見直し 後の支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.15	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.15	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.15	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠 置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の2.95	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の2.95	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人当たり	受給職員1人当たり	手当月額10,000円未満の受給者	手当月額10,000円以上30,000円未満の受給者	手当月額30,000円以上の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,827	4,593	5,761	27,375	32	1,959	2,598	4,589	6 (2)
行政職給料表	4,918	1,082	6,004	27,288	3	469	610	1,082	1 (1)
公安職給料表	6,593	1,046	4,299	27,096	21	421	600	1,042	5 (1)
教育職給料表(2)	3,618	922	7,000	27,470	4	397	521	922	- (-)
教育職給料表(3)	5,864	1,384	6,520	27,624	2	609	773	1,384	- (-)
医療職給料表(1)	43	10	6,977	30,000	-	-	10	10	- (-)
医療職給料表(2)	184	46	6,623	26,491	-	23	23	46	- (-)
医療職給料表(3)	127	17	3,816	28,506	-	3	14	17	- (-)
研究職給料表	210	51	6,647	27,371	-	23	28	51	- (-)
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,561	4,558	5,789	27,386	30	1,945	2,579	4,554	6 (2)
企業職給料表	68	10	4,235	28,800	-	3	7	10	- (-)
現業職(協約) 給料表	198	25	3,133	24,816	2	11	12	25	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の( )内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。



第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員 1人当たり	受給職員 1人当たり		職員 1人当たり	受給職員 1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,827	164	118	15,673	41	435	231,383
行政職給料表	4,918	14	36	12,793	-	-	-
公安職給料表	6,593	12	14	7,738	-	-	-
教育職給料表(2)	3,618	17	19	4,137	-	-	-
教育職給料表(3)	5,864	107	349	19,136	-	-	-
医療職給料表(1)	43	-	-	-	41	220,621	231,383
医療職給料表(2)	184	-	-	-	-	-	-
医療職給料表(3)	127	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	210	6	480	16,805	-	-	-
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-
小計	21,561	156	116	15,966	41	441	231,383
企業職給料表	68	-	-	-	-	-	-
現業職（協約） 給料表	198	8	403	9,966	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当 月額
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	受給職員 1人 当たり
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
全職員	21,827	35	139	169	106	42	274	98	373	334	1,570	67,372
行政職給料表	4,918	33	102	101	56	-	253	-	8	45	598	78,522
公安職給料表	6,593	-	20	53	42	-	-	-	-	-	115	93,797
教育職給料表(2)	3,618	-	-	-	-	16	-	41	63	67	187	54,571
教育職給料表(3)	5,864	-	-	-	-	26	-	57	302	222	607	52,812
医療職給料表(1)	43	1	11	3	5	-	-	-	-	-	20	116,955
医療職給料表(2)	184	-	-	3	1	-	7	-	-	-	11	70,309
医療職給料表(3)	127	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	80,400
研究職給料表	210	1	3	7	-	-	11	-	-	-	22	81,623
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,561	35	136	167	105	42	271	98	373	334	1,561	67,260
企業職給料表	68	-	3	2	1	-	3	-	-	-	9	86,756
現業職(協約) 給料表	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数				平均手当月額		
		交通機関利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員1人あたり	受給職員1人あたり
			自動車・バイクを使用する者 B	自転車のみを使用する者 C				
全職員	21,827	6,187	11,418	751	554	18,910	9,530	11,000
行政職給料表	4,918	2,445	1,344	268	152	4,209	11,787	13,772
公安職給料表	6,593	2,616	2,508	356	180	5,660	9,104	10,604
教育職給料表(2)	3,618	598	2,479	65	70	3,212	9,763	10,997
教育職給料表(3)	5,864	274	4,661	44	120	5,099	7,720	8,878
医療職給料表(1)	43	20	8	-	-	28	7,512	11,536
医療職給料表(2)	184	78	68	4	7	157	14,128	16,558
医療職給料表(3)	127	18	95	-	1	114	7,252	8,079
研究職給料表	210	78	80	5	21	184	13,931	15,899
第2号任期付 研究員給料表	1	-	1	-	-	1	5,700	5,700
特定任期付 職員給料表	3	2	-	-	-	2	21,555	32,333
小計	21,561	6,129	11,244	742	551	18,666	9,527	11,005
企業職給料表	68	34	26	3	2	65	12,102	12,661
現業職(協約) 給料表	198	24	148	6	1	179	8,946	9,896

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数
全職員	431	297
60歳	185	40
61歳	136	52
62歳	53	75
63歳	36	70
64歳	21	60
行政職給料表	111	197
公安職給料表	31	-
教育職給料表(2)	161	43
教育職給料表(3)	106	9
医療職給料表(2)	2	1
医療職給料表(3)	1	7
研究職給料表	5	10
小計	417	267
企業職給料表	-	2
現業職(協約)給料表	14	28

## 2 民間給与関係資料

### 平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,002事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

#### (5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 226	事業所 101	事業所 94	事業所 31
農業、林業、漁業、鉱業、 砂利採取業、建設業	3	1	—	2
製 造 業	89	29	43	17
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	47	30	14	3
卸売業、小売業	27	11	11	5
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	13	12	1	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	47	18	25	4

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2事業所、調査不能の事業所が15事業所あった。

2 調査対象事業所243事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した2事業所を除いた241事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、93.8%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人 158,029	人 38,478	人 20,144	人 13,606	人 904
	農業、林業、漁業、鉱業、 砂利採取業、建設業	2,458	202	64	64	6
	製 造 業	64,256	18,568	10,677	6,637	482
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	20,359	7,014	2,952	2,232	92
	卸売業、小売業	8,550	3,172	1,432	1,120	97
	金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	6,870	1,862	1,411	932	23
	教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	55,536	7,660	3,608	2,621	204

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	規 模 計			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
事務員・技術者計	大 学 卒	207,416	212,809	202,241	199,819	
		短 大 卒	170,894	174,525	—	
		高 校 卒	165,951	163,738	171,105	
	事 務 員	大 学 卒	202,198	206,253	197,523	199,596
		短 大 卒	166,533	165,558	166,782	—
		高 校 卒	165,003	160,988	165,822	170,000
	技 術 者	大 学 卒	215,696	222,945	208,497	200,938
		短 大 卒	173,457	183,700	172,103	—
		高 校 卒	166,977	168,000	164,859	171,515

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもので、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。  
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。  
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採 用 有 無	初任給の改定状況			採 用 な し
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	規 模 計	40.0	(36.8)	(63.2)	—	60.0
		500人以上	33.9	(41.0)	(59.0)	—	66.1
		100人以上500人未満	45.0	(31.1)	(68.9)	—	55.0
		100人未満	41.5	(46.3)	(53.7)	—	58.5
高 校 卒	規 模 計	規 模 計	18.4	(33.7)	(66.3)	—	81.6
		500人以上	14.6	(47.4)	(52.6)	—	85.4
		100人以上500人未満	19.3	(28.4)	(71.6)	—	80.7
		100人未満	26.3	(24.7)	(75.3)	—	73.7

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	29.1	15.5	-	55.4
課 長 級	22.2	15.2	0.5	62.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%		
係 員	92.4	92.2	17.0	10.0	65.2	0.2	7.6
課 長 級	82.0	81.8	14.0	9.6	58.2	0.2	18.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	項目	昇給制度 あり				昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	規模計	93.8	45.2	79.3	55.3	6.2
	500人以上	97.3	40.0	80.1	66.1	2.7
	100人以上500人未満	89.5	49.5	76.2	45.2	10.5
	100人未満	96.8	48.3	86.4	52.3	3.2
課 長 級	規模計	84.9	39.5	81.7	52.2	15.1
	500人以上	89.4	36.2	79.3	65.6	10.6
	100人以上500人未満	79.2	40.8	81.5	39.0	20.8
	100人未満	90.1	44.5	89.0	52.3	9.9

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。



第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	29	52.6	771,998	24	53.0	794,536	5	50.5	651,512	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	3	-	850,055	*	-	*	2	-	576,350	-	-	-
44～47	2	-	759,234	2	-	759,234	-	-	-	-	-	-
48～51	6	-	793,545	6	-	793,545	-	-	-	-	-	-
52～55	8	-	737,265	7	-	754,900	*	-	*	-	-	-
56～59	10	-	771,190	8	-	776,283	2	-	749,965	-	-	-
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	20	53.6	820,518	17	53.2	840,890	3	55.7	697,320	-	-	-
短大卒	*	*	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-
高校卒	8	51.1	683,193	7	52.3	684,885	-	-	-	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	644	51.6	658,299	394	51.6	700,559	211	51.7	585,272	39	51.7	576,549
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	14	-	609,532	9	-	664,861	5	-	526,635	-	-	-
40～43	35	-	556,129	19	-	582,925	12	-	532,811	4	-	512,557
44～47	88	-	614,251	54	-	657,823	28	-	530,691	6	-	604,293
48～51	152	-	665,033	105	-	693,797	42	-	590,731	5	-	566,360
52～55	202	-	672,544	124	-	726,544	65	-	569,189	13	-	593,731
56～59	148	-	684,207	82	-	724,369	55	-	638,807	11	-	568,711
60～	5	-	714,875	*	-	*	4	-	701,407	-	-	-
大学卒	520	51.6	674,148	357	51.6	704,820	141	51.3	601,564	22	52.8	566,817
短大卒	45	50.7	594,972	16	50.2	649,314	25	50.9	572,012	4	51.5	512,023
高校卒	76	52.4	589,550	21	52.0	661,731	42	53.5	548,413	13	49.7	612,724
中学卒	3	53.7	499,359	-	-	-	3	53.7	499,359	-	-	-
事務部次長 技術部次長	334	50.1	588,319	198	49.7	600,479	101	51.2	587,645	35	49.9	513,622
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	4	-	541,584	4	-	541,584	-	-	-	-	-	-
40～43	30	-	556,113	23	-	567,764	4	-	530,854	3	-	475,749
44～47	66	-	544,410	40	-	580,392	20	-	482,894	6	-	496,632
48～51	81	-	589,890	42	-	624,078	24	-	562,594	15	-	520,342
52～55	90	-	623,777	52	-	634,314	32	-	623,458	6	-	528,861
56～59	63	-	605,095	37	-	577,089	21	-	678,400	5	-	518,175
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	273	50.0	597,463	179	49.7	604,245	74	51.2	598,525	20	48.6	525,766
短大卒	23	49.1	597,421	9	45.9	555,959	10	51.7	686,407	4	51.2	492,250
高校卒	37	51.6	517,069	10	52.2	569,691	16	51.1	498,553	11	51.9	499,173
中学卒	*	*	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-
事務課長 技術課長	1,130	49.0	556,029	940	49.2	585,605	474	48.5	495,350	113	48.1	451,504
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	2	-	346,750	-	-	-	2	-	346,750	-	-	-
28～31	2	-	571,603	*	-	*	*	-	*	-	-	-
32～35	19	-	453,746	9	-	475,197	9	-	439,369	*	-	*
36～39	76	-	462,607	55	-	472,154	17	-	447,399	4	-	396,337
40～43	232	-	498,682	144	-	535,459	70	-	429,842	18	-	423,896
44～47	313	-	524,601	170	-	565,735	107	-	465,894	36	-	449,157
48～51	381	-	570,562	254	-	594,590	107	-	501,190	20	-	456,262
52～55	317	-	601,812	214	-	622,576	86	-	539,744	17	-	465,818
56～59	179	-	588,357	90	-	608,734	72	-	570,118	17	-	483,221
60～	6	-	671,257	3	-	770,687	3	-	553,709	-	-	-
大学卒	1,130	48.9	573,155	766	49.2	590,501	302	48.0	528,034	62	47.7	457,529
短大卒	130	48.7	510,512	59	48.5	551,593	59	48.9	466,713	12	48.6	443,775
高校卒	258	49.7	488,887	113	50.3	558,995	106	49.4	432,168	39	48.6	444,265
中学卒	9	50.6	480,515	2	51.9	699,541	7	50.2	415,681	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	734	46.9	503,223	529	46.9	506,572	170	47.0	499,669	35	44.9	421,348
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	405,229	2	-	434,734	*	-	*	-	-	-
32～35	49	-	432,022	44	-	441,997	4	-	294,921	*	-	*
36～39	95	-	441,982	77	-	452,256	14	-	351,881	4	-	368,036
40～43	122	-	461,757	94	-	460,543	21	-	495,625	7	-	372,614
44～47	124	-	487,956	67	-	488,314	42	-	502,687	15	-	441,995
48～51	146	-	533,551	99	-	533,900	43	-	536,226	4	-	486,411
52～55	122	-	559,084	88	-	567,736	31	-	506,033	3	-	445,000
56～59	73	-	528,025	58	-	519,412	14	-	617,942	*	-	*
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	533	45.9	504,665	392	45.8	504,252	114	46.3	522,961	27	45.0	433,167
短大卒	69	49.4	495,228	30	49.8	504,722	37	48.7	480,191	2	45.5	413,200
高校卒	129	50.4	503,003	106	50.7	519,417	17	49.7	397,365	6	44.2	370,946
中学卒	3	42.8	362,325	*	*	*	2	37.5	362,075	-	-	-
事務係長 技術係長	1,653	44.2	396,623	980	44.4	421,949	568	43.9	349,439	105	44.4	369,507
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	3	-	276,930	*	-	*	*	-	*	*	-	*
28～31	36	-	309,165	26	-	323,385	10	-	257,445	-	-	-
32～35	163	-	351,501	101	-	367,056	57	-	321,008	5	-	311,890
36～39	266	-	364,903	149	-	392,332	95	-	321,606	22	-	349,921
40～43	345	-	383,969	191	-	411,765	131	-	340,210	23	-	353,431
44～47	292	-	396,027	170	-	425,762	101	-	344,936	21	-	356,739
48～51	257	-	437,007	159	-	462,952	86	-	381,494	12	-	402,719
52～55	154	-	451,697	94	-	473,099	46	-	405,712	14	-	421,044
56～59	134	-	424,927	87	-	440,559	40	-	388,887	7	-	418,546
60～	3	-	452,580	2	-	491,369	*	-	*	-	-	-
大学卒	986	42.7	401,495	583	42.7	427,419	355	42.8	353,367	48	42.9	370,795
短大卒	208	45.1	364,905	84	44.7	372,116	102	45.1	356,032	22	46.1	378,947
高校卒	451	47.1	400,175	309	47.5	424,706	108	46.1	330,479	34	45.2	363,731
中学卒	8	51.3	351,908	4	52.4	346,792	3	51.4	377,200	*	46.0	*
事務主任 技術主任	1,662	41.7	360,091	1,061	42.1	373,715	474	40.3	308,425	127	39.5	303,989
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	31	-	252,640	18	-	252,007	11	-	254,732	2	-	251,174
28～31	224	-	288,639	162	-	288,582	42	-	291,501	20	-	283,212
32～35	271	-	327,421	163	-	341,257	87	-	280,261	21	-	321,600
36～39	223	-	340,326	109	-	366,394	94	-	283,408	20	-	300,937
40～43	281	-	369,030	161	-	387,607	94	-	320,522	26	-	295,695
44～47	243	-	375,421	168	-	386,784	59	-	320,008	16	-	303,801
48～51	192	-	409,246	137	-	417,914	40	-	355,674	15	-	317,799
52～55	129	-	428,021	98	-	432,325	27	-	398,184	4	-	340,378
56～59	67	-	353,523	44	-	363,450	20	-	324,011	3	-	333,794
60～	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
大学卒	1,113	40.6	365,856	734	41.0	376,744	303	38.9	313,985	76	37.6	310,807
短大卒	216	44.0	341,909	125	45.0	361,382	73	41.2	294,746	18	42.4	288,376
高校卒	325	45.7	345,557	198	46.8	366,255	95	43.8	301,848	32	42.1	296,084
中学卒	8	41.5	306,517	4	42.1	304,298	3	38.4	309,478	*	*	*
事務係員 技術係員	4,724	35.9	294,900	2,546	36.1	308,481	1,802	35.4	273,621	376	36.4	250,963
～19歳	10	-	174,157	4	-	166,255	2	-	174,360	4	-	182,734
20～23	194	-	205,866	102	-	210,359	72	-	198,965	20	-	202,414
24～27	926	-	235,005	494	-	243,096	360	-	220,622	72	-	221,594
28～31	818	-	269,800	452	-	281,452	313	-	246,841	53	-	243,526
32～35	637	-	293,740	318	-	303,898	267	-	280,845	52	-	258,528
36～39	483	-	311,871	248	-	327,047	196	-	292,323	39	-	261,055
40～43	453	-	323,034	240	-	338,332	179	-	301,549	34	-	270,394
44～47	477	-	333,785	268	-	341,902	176	-	324,024	33	-	275,402
48～51	371	-	357,698	227	-	371,058	112	-	338,539	32	-	265,699
52～55	188	-	369,253	101	-	397,179	62	-	333,585	25	-	268,858
56～59	150	-	385,460	83	-	407,081	55	-	346,519	12	-	295,017
60～	17	-	610,307	9	-	725,515	8	-	425,147	-	-	-
大学卒	3,120	33.7	293,728	1,669	33.6	303,787	1,239	34.0	278,260	212	33.3	255,823
短大卒	600	40.0	282,750	302	40.1	293,875	245	39.2	269,731	53	43.5	247,141
高校卒	988	41.1	306,680	566	42.3	332,205	315	38.5	258,158	107	38.5	241,828
中学卒	16	43.0	237,235	9	40.7	229,278	3	41.6	212,870	4	51.0	279,365

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2、その3において同じ。)
- 2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2、その3において同じ。)
- 3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種当該従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術  関 係 職 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級			
	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	4	25.2	186,006	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-		
	守 衛	2	52.5	325,150		
	用 務 員	2	54.5	252,150		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	34	56.6	763,619		
	大 学 教 授	160	55.5	712,110		
	大 学 准 教 授	95	47.2	569,040		
	大 学 講 師	55	40.9	448,957		
	大 学 助 教	33	41.4	427,390		
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*		
	高 等 学 校 教 頭	5	57.8	705,717		
	高 等 学 校 教 諭	50	43.2	526,431		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者	
	研 究 部 ( 課 ) 長	95	54.2	815,907		
	研 究 室 ( 係 ) 長	90	47.4	530,578		
	主 任 研 究 員	108	41.7	445,099		
	研 究 員	91	30.6	291,369		
	研 究 補 助 員	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	63.0	2,061,160	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	2	58.3	1,802,862		
	医 科 長	13	52.0	1,281,174		
	医 師	12	49.6	993,976		
	歯 科 医 師	-	-	-		
	薬 局 長	薬 局 長	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	28	39.9	348,108	
		診 療 放 射 線 技 師	26	43.2	377,246	
		臨 床 検 査 技 師	23	38.4	289,284	
		栄 養 士	28	34.6	235,802	
理 学 療 法 士		46	31.3	261,167		
作 業 療 法 士	作 業 療 法 士	45	30.5	248,010		
	総 看 護 師 長	5	55.2	607,604		
	看 護 師 長	48	50.0	448,872		
	看 護 師	182	42.1	340,648		
准 看 護 師	77	49.1	287,687	部下に看護師又は准看護師5人以上		

その3 再雇用者（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	その1の（参考）調査職 種の該当要件を参照
		-	-	-	
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 部 長	12	62.3	509,826	
	60歳男性	3	-	624,451	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	12	61.4	440,469	
	60歳男性	5	-	433,426	
	事 務 ・ 技 術 課 長	17	62.0	382,559	
	60歳男性	5	-	343,445	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	17	62.9	283,642	
	60歳男性	2	-	309,500	
	事 務 ・ 技 術 係 長	26	63.3	240,464	
	60歳男性	4	-	246,271	
	事 務 ・ 技 術 主 任	*	*	*	
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 係 員	360	62.2	238,064	
60歳男性	59	-	265,535		

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		[13.0%]	[14.2%]	[72.8%]		
81.0%	(91.5%)				(8.5%)	19.0%

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,497円
配偶者と子1人	19,347円
配偶者と子2人	25,970円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	59.0%
非支給	41.0%

借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	{ 30,000円以上 31,000円未満
-----------------------------------	--------------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		45.5	54.5	46.0	54.0	53.1	46.9
	500人以上	36.9	63.1	39.1	60.9	46.5	53.5
	100人以上500人未満	52.3	47.7	51.8	48.2	60.0	40.0
	100人未満	49.7	50.3	48.1	51.9	50.0	50.0

第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	% 9.4	% 9.4	% 9.9	% 9.9
30%	24.1	33.5	19.4	29.3
29%	—	33.5	—	29.3
28%	—	33.5	—	29.3
27%	0.3	33.8	0.8	30.1
26%	—	33.8	—	30.1
25%	66.2	100.0	69.9	100.0

### 3 生計費関係資料

#### 平成29年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成29年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～26歳の単身労働者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分等を加味して、平成29年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成29年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,110 円	44,260 円	51,820 円	59,380 円	66,940 円
住居関係費	53,240	65,710	56,100	46,500	36,900
被服・履物費	2,360	5,920	7,710	9,490	11,280
雑費 I	24,160	32,660	45,000	57,350	69,700
雑費 II	8,110	23,620	25,610	27,600	29,580
合計	112,980	172,170	186,240	200,320	214,400



# 4 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標

項目	年 月															
	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月		
民間給与 (厚生労働省毎月勤労調査)	現金給与総額 対前年同月増減率	全国	305,460円 0.1%	301,484 0.2	528,559 2.3	426,928 1.3	300,048 0.5	295,620 0.2	298,760 0.2	310,696 0.8	662,980 1.1	301,049 0.6	293,387 0.4	313,276 0.0	307,611 0.7	302,893 0.5
		京都府	282,118円 1.5%	270,680 △ 0.1	503,826 5.4	360,298 △ 2.3	271,271 △ 0.1	275,658 0.2	273,571 1.0	277,092 0.5	643,820 2.9	270,385 △ 0.1	271,344 1.3	282,287 △ 0.3	282,478 0.1	277,081 2.3
全産業	きまってる支給する給与	全国	293,837円 0.5%	287,535 0.3	290,273 0.0	290,078 0.3	288,290 0.3	289,120 0.3	290,976 0.4	290,747 0.6	290,721 0.5	288,063 0.4	289,344 0.3	291,429 △ 0.2	294,971 0.3	289,051 0.5
		京都府	273,014円 0.9%	266,384 0.5	271,542 1.1	267,805 0.5	266,025 0.6	267,041 0.6	269,328 0.8	268,509 0.7	269,023 0.8	266,159 0.2	269,738 1.6	271,719 0.1	272,914 0.0	271,772 2.1
製造業	きまってる支給する給与	全国	323,894円 0.3%	315,414 △ 0.3	321,855 0.3	322,494 0.2	318,875 0.7	321,218 0.3	323,143 0.5	323,718 0.6	323,921 0.8	317,481 0.9	322,784 1.1	323,416 0.6	326,200 0.7	319,042 1.2
		京都府	330,548円 0.2%	322,769 0.2	332,271 0.9	328,861 0.1	323,954 △ 0.1	328,237 △ 0.2	330,861 0.3	328,153 △ 1.1	329,945 △ 0.4	321,804 △ 1.4	327,731 0.0	329,975 △ 1.2	330,299 △ 0.1	321,241 △ 0.5
消費支出 (総務省家計調査)	全国	金額	298,520円 △0.7%	281,827 △ 1.6	261,452 △ 2.7	278,067 △ 0.9	276,338 △ 5.1	267,119 △ 2.6	281,961 △ 0.2	270,848 △ 0.9	318,488 0.1	279,249 △ 0.6	260,644 △ 3.4	297,942 △ 1.0	295,929 △ 0.9	283,056 0.4
		エンゲル係数	23.7%	26.6	26.8	26.2	26.8	26.0	26.0	25.9	27.5	24.5	25.2	24.4	24.0	26.1
人口5万人以上の都市	金額	全国	303,230円 23.8%	287,296 26.6	262,293 27.2	284,636 26.2	279,169 27.0	270,526 26.2	288,427 26.0	275,310 26.0	322,841 27.5	283,995 24.5	264,612 25.3	301,907 24.5	300,367 24.0	285,818 26.3
		近畿地方	287,854円 25.3%	271,411 28.4	242,924 29.2	284,342 26.4	276,144 27.8	274,400 26.1	273,773 28.0	266,857 28.0	324,738 28.6	271,537 25.9	256,814 26.9	295,883 26.2	284,290 26.0	282,018 27.3
京都市	金額	全国	352,868円 23.2%	278,922 31.3	265,848 29.5	228,465 33.7	237,822 33.0	248,000 28.7	229,630 33.2	251,101 30.5	340,052 28.1	246,227 30.1	221,377 32.6	249,063 30.8	253,447 29.5	217,954 34.7
		エンゲル係数	△0.3%	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4
消費物価指数 (総務省)	全国	対前年同月上昇率	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	0.3	0.7	0.3	0.4	0.0	△ 0.2	0.4	0.5
		雇用者数 (労働力調査)	5,733万人	5,737	5,739	5,750	5,752	5,767	5,782	5,769	5,799	5,787	5,776	5,777	5,791	5,794
その他	有効求人倍率	全国	1.33倍	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49
		京都府	1.30倍	1.32	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.32	1.35	1.36	1.39	1.45	1.49	1.52
総実労働時間数 (毎勤・全産業)	うち所定外労働時間数	全国	153.8時間	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7
		対前年同月増減率	△ 3.2%	△ 0.6	△ 1.6	△ 4.2	4.5	1.5	12.5	△ 1.2	3.1	3.2	4.7	3.5	5.7	6.5

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は季節調整済値である。  
2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

## ○ 本年の給与勧告のポイント

## 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

## I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

## 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]  
 [俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返り分(注) 56円]  
 (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

## 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

## (1) 俸給表

## ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

## ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

## (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

## (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

### [実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

#### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

# 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

## 1 人材の確保及び育成

### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進


### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

## 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

平成29年10月発行

 京都府人事委員会事務局

郵便番号 602-8570

京都市上京区下立売通新町西入